

---

# 事業承継税制の留意点及び活用法



Shin-Yamato Tax Corporation

新大和税理士法人

# 目次

目次		ページ
I	はじめに	2
	株式承継方法の全体像	3
	令和4年度税制改正の内容	4
	納税猶予特例制度の適用期限	5
	一般制度と特例制度の比較	6
	本日も伝えたいこと	7
II	納税猶予特例制度の概要及び適用要件	8
	納税猶予制度に係る法令	9
	納税猶予制度の全体像	10
	納税猶予制度の基本的な考え方	11
	先代経営者の要件	12
	後継者の要件	13
	適用対象会社の要件	14
	一括贈与要件	17
	納税猶予が打ち切られる場合(期限確定事由)	18
	雇用の維持要件の撤廃	19
	猶予税額が免除される場合	20
	贈与税の納税猶予から相続税の納税猶予への切替	21
	制度適用後のリスク軽減制度	22
	納税猶予を受けるための手続き(特例制度)	24
	特例承継計画の提出	25

目次		ページ
	認定手続き～贈与税の納税猶予	26
	認定手続き～相続税の納税猶予	28
	認定手続きにおける提出書類	29
	担保提供について	31
III	納税猶予額の計算	32
	贈与税の納税猶予額の計算(特例制度)	33
	相続税の納税猶予額の計算(特例制度)	34
	外国子会社等がある場合の納税猶予額の計算	35
	納税猶予制度における贈与税と相続税の関係	36
IV	納税猶予制度利用に適した会社とは	37
	自社株式の価格に応じた相続税の納税猶予額の推移	38
	納税猶予制度の利用に適した会社とは	39
	納税猶予制度の適用を検討する際の確認項目	40
	納税猶予制度活用の検討順序	41
V	納税猶予制度の活用法	42
	相続時精算課税制度の併用～リスクを低減して実行	43
	追従贈与・追従相続の活用した場合	44
	既に持株会社を保有している場合	46
	三世代にわたる承継事例	47
	現物出資規制について	48

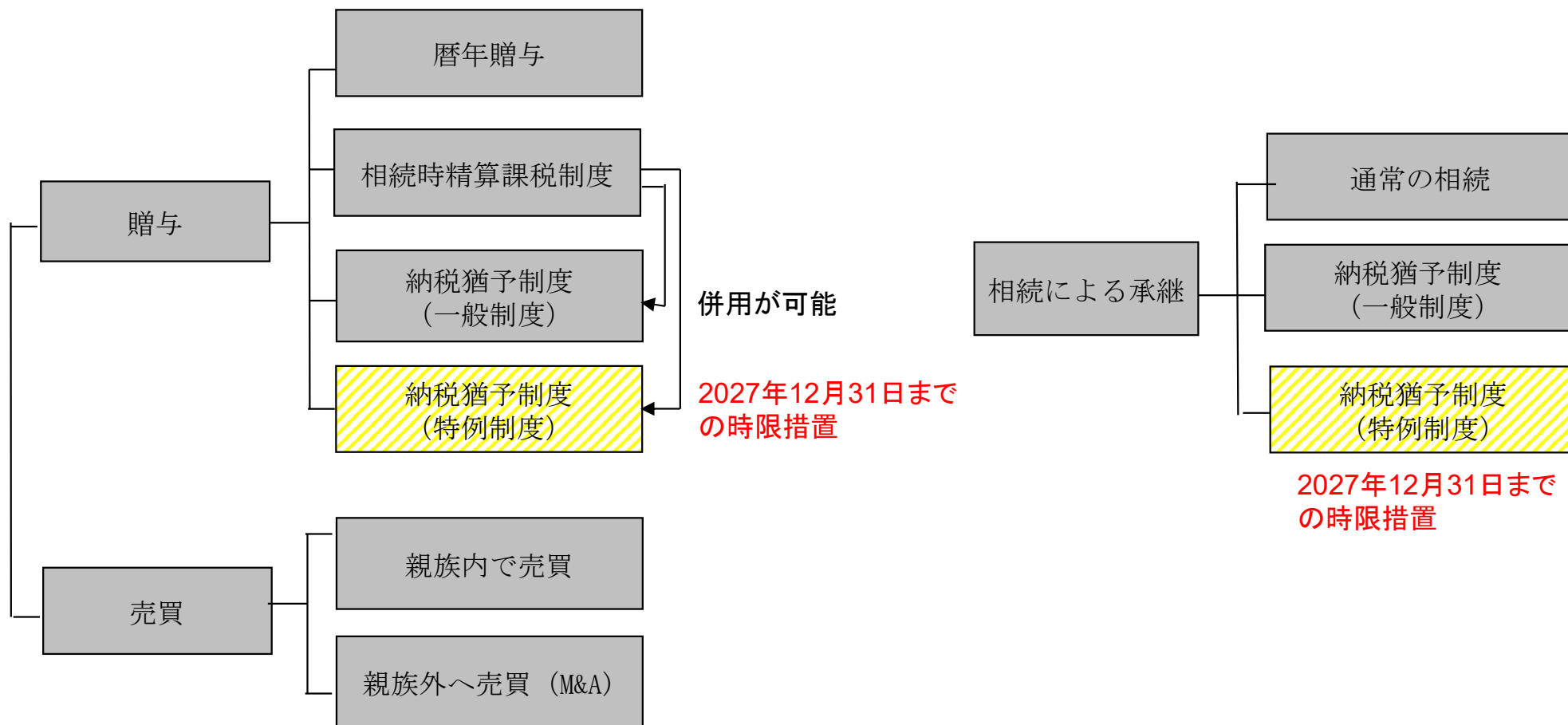
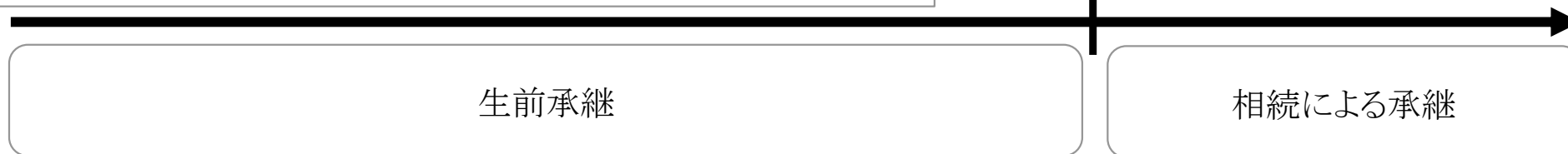
---

*I* はじめに

# 株式承継方法の全体像

2027年12月31日までの時限措置として自社株式に係る納税猶予の特例制度が新しく加わりました。

相続



# 令和4年度税制改正の内容

## (2-4) 事業承継税制における所要の措置 (相続税・贈与税)

拡充

- 事業承継税制は、事業承継時の贈与税・相続税負担を実質ゼロにする時限措置。  
(※法人版：平成30年度抜本拡充、個人版：平成31年度新設)
- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、法人版の特例承継計画の確認申請の期限を1年延長する。

### 改正概要

○法人版事業承継税制における特例承継計画の確認申請の期限を1年延長

### 事業承継税制の主な活用プロセス



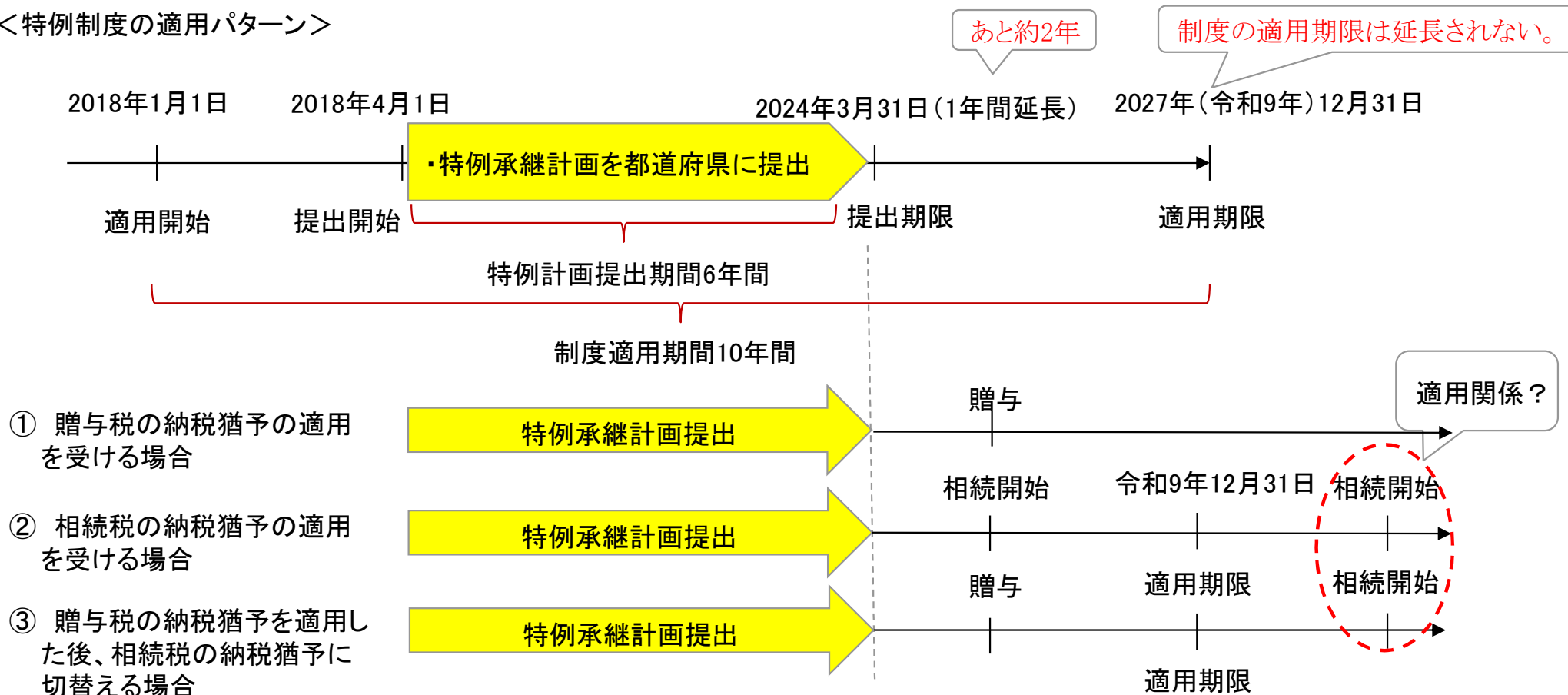
《令和4年度税制改正大綱 P 7 より抜粋》

出所 (経済産業省資料)

法人版事業承継税制については、平成30年1月から10年間の特例措置として、令和5年3月末までに特例承継計画の提出がなされた事業承継について抜本的拡充を行ったものである。今般の感染症の影響により計画策定に時間を要する場合もあるため、特例承継計画の提出期限を令和6年3月末まで1年間延長する。この特例制度は、日本経済の基盤である中小企業の円滑な世代交代を通じた生産性向上が待ったなしの課題であるために事業承継を集中的に進めるための時限措置としていることを踏まえ、令和9年12月末迄の適用期限については今後とも延長を行わない。

# 納税猶予特例制度の適用期限

## <特例制度の適用パターン>



### 【実務上のポイント】

- ① 納税猶予の特例制度は期間が限定された措置であるため、注意が必要である。本制度を適用するには、平成30年4月1日から令和6年3月31日(改正前:令和5年3月31日)までの間に一定の場合を除き、**特例承継計画を都道府県に提出した上で、適用期限である令和9年12月31日迄に本制度を使って自社株式を贈与又は相続する必要があります。**
- ② 適用期限である2027年(令和9)年12月31日までに、特例制度を使って、贈与税の納税猶予制度を適用すれば、先代経営者の相続の発生が令和9年12月31日後であっても、相続税の納税猶予制度(特例制度)への切替が可能となります。実務上は、特例制度を使って贈与を先に行うケースが多くなると考えられます。

# 一般制度と特例制度の比較

- 特例制度においては、①対象株式 ②猶予割合の拡大 ③対象者の拡大 ④ 雇用要件の弾力化  
⑤ 新たな減免制度が創設され、一般制度に比べ大きく拡充されている。

	項目	一般制度	特例制度
節税効果	納税猶予対象株式	発行済株数の3分の2迄	全株式
	猶予割合	相続税80%、贈与税100%	100%
リスク軽減効果	雇用8割確保要件	承継後5年間、平均で雇用8割維持が必要	実質撤廃(弾力化) ※特例措置のみ、期限の確定事由から雇用の8割維持の規定が除かれている。
	事業継続に困難な事由が生じた場合の免除	なし	納税猶予額の再計算が可能 ※特例措置のみ、経営が悪化した場合の減免措置が設けられている。
	相続時精算課税制度との併用	親族内承継のみ可能	親族内承継及び親族外承継も可能
大承継パターン拡	後継者	1人のみ	最大3名まで可能
	先代経営者以外からの贈与	承継後5年以内に申告期限が到来するものは納税猶予の対象(一般制度も改正)	
他その	適用期限	期限なし	2027年(令和9年)12月31日迄

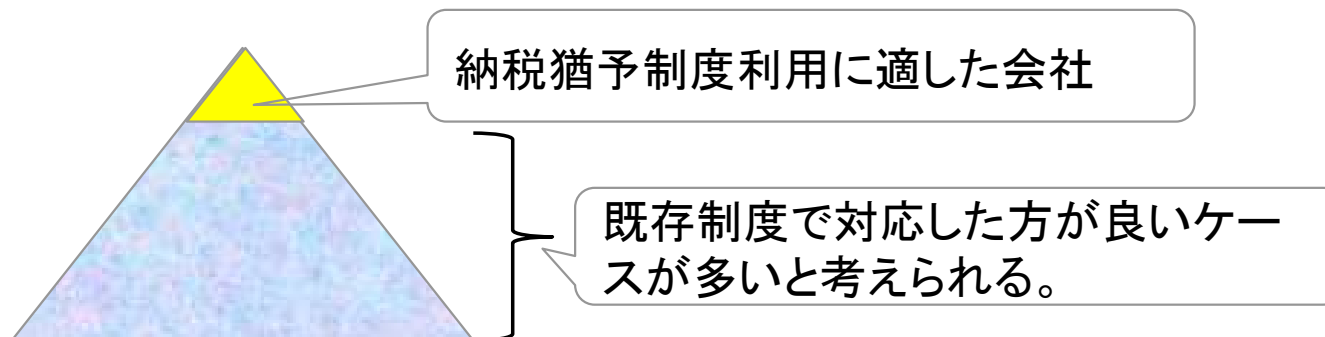
# 本日お伝えしたいこと

I 納税猶予(特例)制度は、時限措置である。2024年3月末迄に特例承継計画の提出及び2027年12月末までに株式の承継が必要です。

II 納税猶予(特例)制度の利用には正しい知識に基づく慎重な判断が必要です。

① 納税猶予という言葉の意味	一定の要件を満たせば税金の支払期限が延びる。将来一定の要件を満たせば税金が免除される仕組み。
② 贈与税と相続税の関係	贈与税が免除されても相続税が課税される。
③ 税金が免除されるまでの期間	最終的に税金が免除されるまでに数十年かかる。
④ 適用した場合の手続き	数十年間継続して届出の提出が必要。手続きも煩雑
⑤ 活用法	どのような活用法があるか。

III 納税猶予(特例)制度の利用に適した会社は限定される。(株価が高い会社)





---

## Ⅱ 納税猶予特例制度の概要及び適用要件

# 納税猶予制度に係る法令

納税猶予制度は、一般制度と特例制度(時限措置)の2つの制度が存在しています。  
 税制は、租税特別措置法70条の7に定められており、特例承継計画・認定申請については、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に定められています。

各制度	一般措置	特例措置
贈与税の納税猶予制度	租税特別措置法70条の7	租税特別措置法70条の7の5
相続税の納税猶予制度	租税特別措置法70条の7の2	租税特別措置法70条の7の6
贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例	租税特別措置法70条の7の3	租税特別措置法70条の7の7
(贈与税の納税猶予の適用後)贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予制度	租税特別措置法70条の7の4	租税特別措置法70条の7の8

## <租税特別措置法における会社、後継者、先代経営者の名称>

項目	特例(贈与税納税猶予) 租税特別措置法70-7-5	特例(相続税納税猶予) 租税特別措置法70-7-6	特例(相続税の納税猶予への切替) 租税特別措置法70-7-8
会社	特例認定贈与承継会社	特例認定承継会社	特例認定相続承継会社
後継者	特例経営承継受贈者	特例経営承継相続人	特例経営相続承継受贈者
先代経営者	特例贈与者	特例被相続人	特例贈与者

## <租税特別措置法70条の7の5 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予及び免除の特例>

### 同条2項 用語の意義

#### ○特例認定贈与承継会社

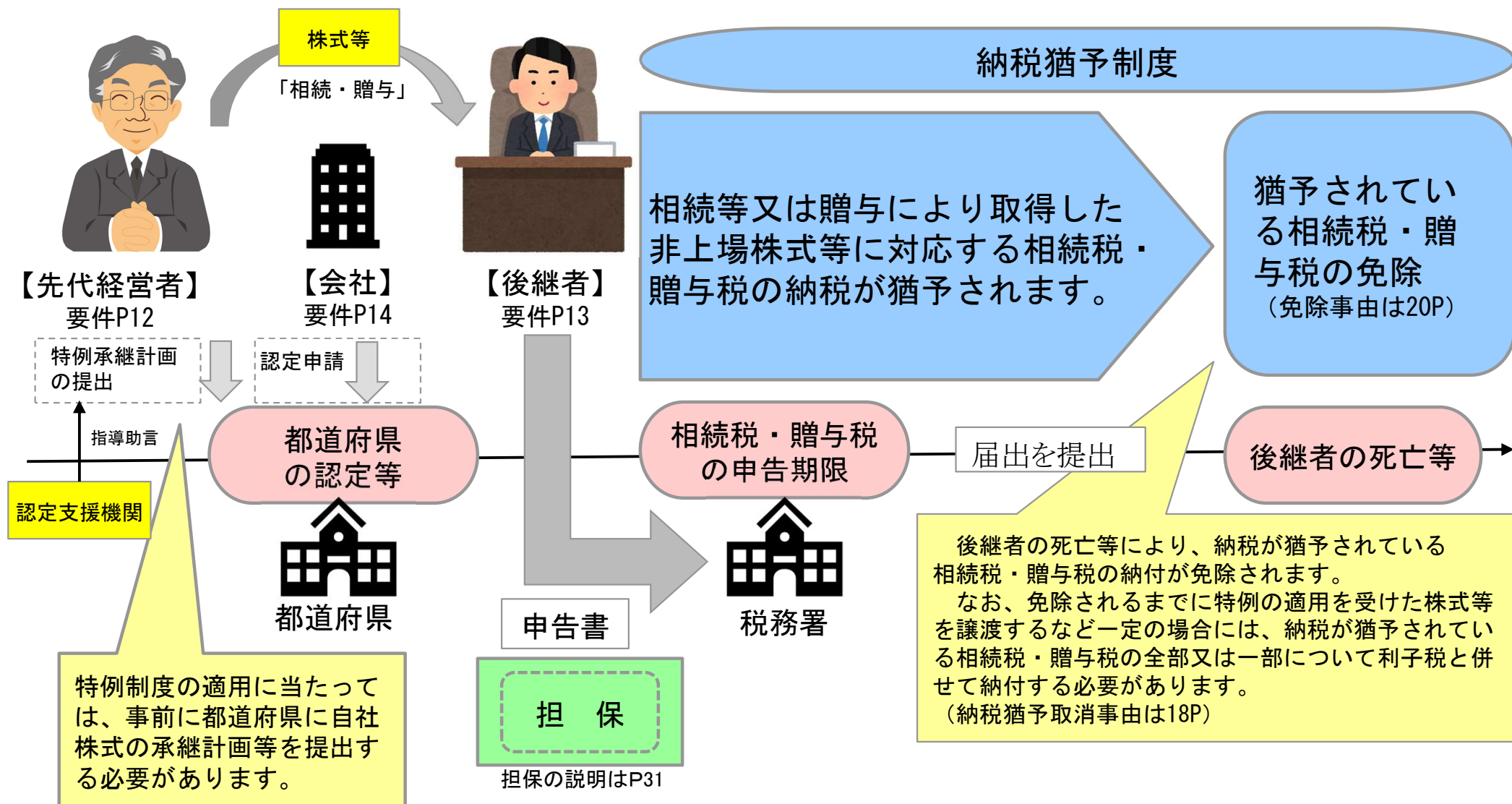
中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第2条に規定する中小企業者のうち特例円滑化法認定を受けた会社で、前項の規定の適用に係る贈与の時に、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

#### ○特例円滑化法認定

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の経済産業大臣(同法第17条の規定に基づく政令の規定により都道府県知事が行うこととされている場合)にあっては、当該都道府県知事の認定をいう。

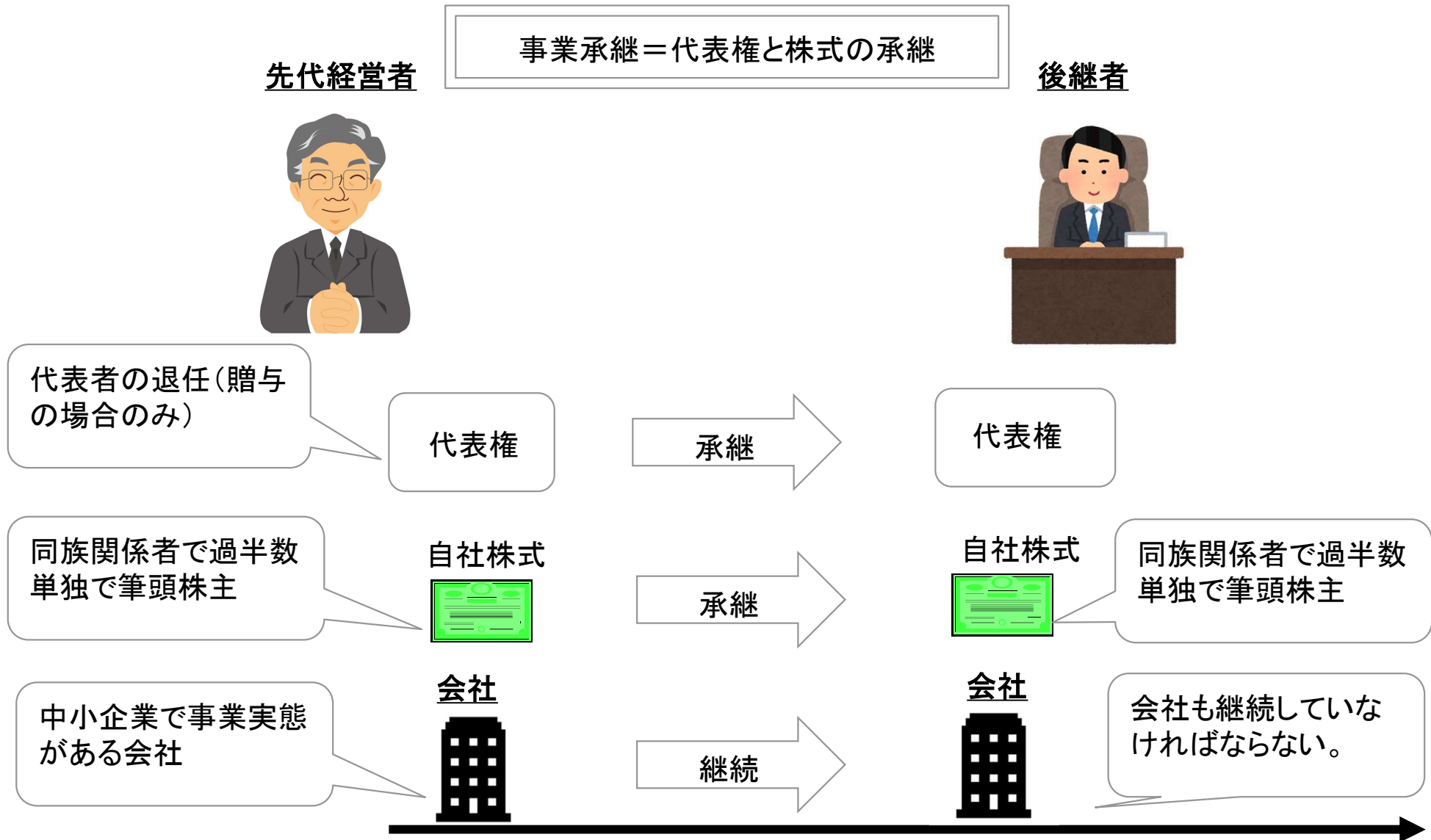
# 納税猶予制度の全体像

自社株式の納税猶予制度とは、先代経営者から後継者へ事業承継することを条件に、自社株式の贈与又は相続に係る税金の納税を猶予する制度です。



# 納税猶予制度の基本的な考え方

自社株式の納税猶予制度とは、先代経営者から後継者へ事業承継することを条件に、自社株式の贈与又は相続に係る税金の納税を猶予する制度です。



# 先代経営者の要件

## <先代経営者の要件>

項目	贈与税の納税猶予	相続税の納税猶予
代表権保有要件	贈与前において代表権を有していたこと	相続開始日前において代表権を有していたこと
議決権保有要件	贈与の直前※1において先代経営者とその同族関係者を合わせて過半数の議決権を有していること  ※1 先代経営者が贈与直前に代表権を有していない場合は、代表権を有していた期間内のいずれかの時及び贈与直前	相続開始の直前※2において先代経営者とその同族関係者を合わせて過半数の議決権を有していること  ※2 先代経営者が相続開始直前に代表権を有していない場合は、代表権を有していた期間内のいずれかの時及び相続開始直前
筆頭株主要件	贈与直前※3において同族関係者内(後継者を除く)で先代経営者が筆頭株主であること  ※3 先代経営者が贈与直前に代表権を有していない場合は、代表権を有していた期間内のいずれかの時及び贈与直前	相続開始時※4において同族関係者内(後継者を除く)で先代経営者が筆頭株主であること  ※4 先代経営者が相続開始直前に代表権を有していない場合は、代表権を有していた期間内のいずれかの時及び相続開始直前
代表者退任要件	贈与时において代表権を有していないこと	

※ 特例承継計画に記載された先代経営者である必要があります。

### 【実務上のポイント】

- ① 筆頭株主要件については、グループ会社が適用対象会社の株式を多数保有しているケース等については要件を満たさない可能性があるため、注意が必要である。
- ② 贈与税の納税猶予における代表者退任要件は、代表権のない取締役役に退いても適用要件を満たすことになる。
- ③ 同族過半数要件、筆頭株主要件については、代表者であった時点及び贈与(相続)時点の2つの時点の両方で満たしている必要がある。

# 後継者の要件

## <特例制度における特徴>

- ① 特例制度では、最大3名の後継者に対する承継も適用対象となる。
- ② 後継者が複数いる場合の筆頭株主要件は、後継者の議決権数が同族関係者内で上位2位又は3位であること。(総議決権数の10%を有する者に限る)

## <後継者の要件>

項目	贈与税の納税猶予	相続税の納税猶予
代表権保有要件	贈与時において代表権を有している	相続開始日の翌日から5か月経過日において代表権を有している
議決権保有要件	贈与時において後継者と同族関係者を合わせて過半数の議決権を有していること	相続開始時において後継者と同族関係者を合わせて過半数の議決権を有していること
筆頭株主要件	贈与時において同族関係者内で後継者が筆頭株主であること  ----- 特例制度のみ⇒ 後継者が複数いる場合には、後継者の議決権数が上位2位又は3位であること(総議決権数の10%を有する者に限る)	相続開始時において同族関係者内で後継者が筆頭株主であること
役員就任要件	贈与の日まで <u>引き続き3年以上にわたり</u> 役員にの地位を有していること	後継者が相続開始の直前において役員であったこと(先代経営者が70歳未満で死亡した場合を除く)
年齢要件	贈与日において後継者が <u>18歳以上(令和4年4月1日以後贈与から)</u> であること	
株式保有要件	後継者が贈与時から贈与税の申告期限まで贈与により承継した株式の全てを保有していること	後継者が相続開始時から相続税の申告期限まで相続により承継した株式の全てを保有していること

※ 特例承継計画に記載された後継者である必要があります。

### 【実務上のポイント】

○ 贈与税の納税猶予の場合、役員就任から3年以上経過している必要があるため、後継者の役員就任がまだである場合は、早めに就任を検討することを推奨します。

# 適用対象会社の要件①

## <適用対象会社の要件>

- ① 経営承継円滑化法2条に規定する中小企業者が適用対象となる。**(上場会社は対象外、医療法人、社会福祉法人等は会社に該当しないため適用対象外)**
- ② 都道府県知事の認定を受けた会社であること。
- ③ 風俗営業会社に該当しないこと。
- ④ 総収入金額がゼロを超えること。
- ⑤ 従業員数が1人以上であること。(厚生年金保険法、船員保険法、健康保険法の被保険者、75歳以上で2か月超の雇用契約締結者)
- ⑥ 資産保有型会社、資産運用型会社に該当しないこと。(事業実態要件を満たすものを除く)
- ⑦ 特定特別関係会社が、上場会社等、大会社、性風俗営業会社に該当しないこと。
- ⑧ 特別関係会社が、外国会社に該当する場合には、適用対象会社は常時使用する従業員が5人以上いること。
- ⑨ 後継者以外の株主に拒否権付株式を交付していないこと。

## <経営承継円滑化法2条の中小企業者とは>

業 種	下記のいずれかを満たす者	
	資本金 (出資金)	常時使用する従業員 の数
①製造業、建設業、 運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

## <政令により範囲を拡大した業種>

業 種	下記のいずれかを満たす者	
	資本金 (出資金)	常時使用する従業員 の数
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

# 適用対象会社の要件②

- ① 資産保有型会社とは、総資産等に占める一定の資産の割合が70%以上の会社をいう。
- ② 資産運用型会社とは、総収入に占める一定の収入の割合が75%以上の会社をいう。
- ③ 形式的に上記①、②の会社に該当した場合であっても、事業実態要件を満たせば上記①、②の会社に該当しないものとして取り扱われる

## <資産保有型会社とは>

簿価ベース

$$\frac{\text{特定資産} + \text{過去5年以内に後継者・親族等が対象会社から受けた配当及び過大役員給与}}{\text{総資産} + \text{過去5年以内に後継者・親族等が対象会社から受けた配当及び過大役員給与}} \geq 70\%$$

## <資産運用型会社とは>

$$\frac{\text{特定資産の運用収入} + \text{特定資産の譲渡収入}}{\text{総収入金額}} \geq 75\%$$

## <特定資産とは>

有価証券	資産保有型会社・資産運用型会社に該当しない特別関係会社の株式	非該当
	それ以外	該当
不動産	現に自ら使用しているもの（従業員社宅を含む）	非該当
	それ以外（遊休不動産、賃貸不動産、役員社宅など）	該当
ゴルフ場その他の施設の利用権	事業の用に供することを目的として有するもの	非該当
	それ以外	該当
絵画・彫刻・工芸品・貴金属・宝石	事業の用に供することを目的として有するもの	非該当
	それ以外	該当
現預金等	後継者グループへの貸付金・未収金・売掛債権（預け金・差入保証金・立替金等を含む）	該当
	現預金その他（保険積立金等を含む）	該当

## <事業実態要件>

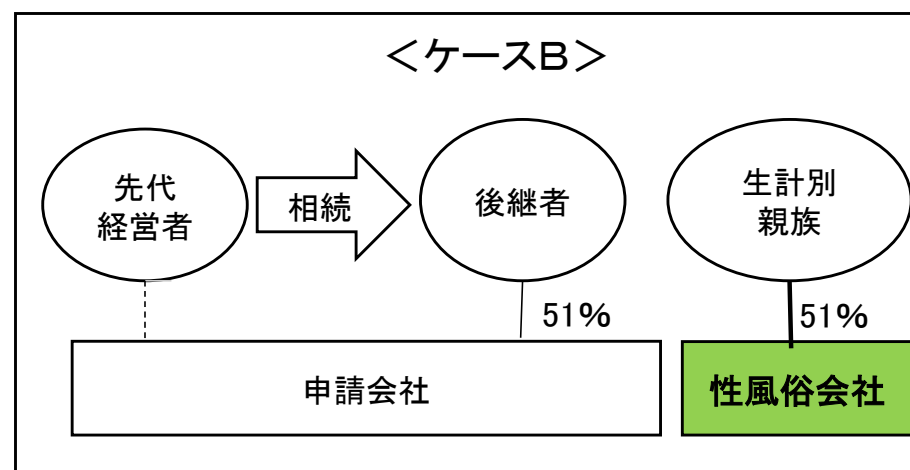
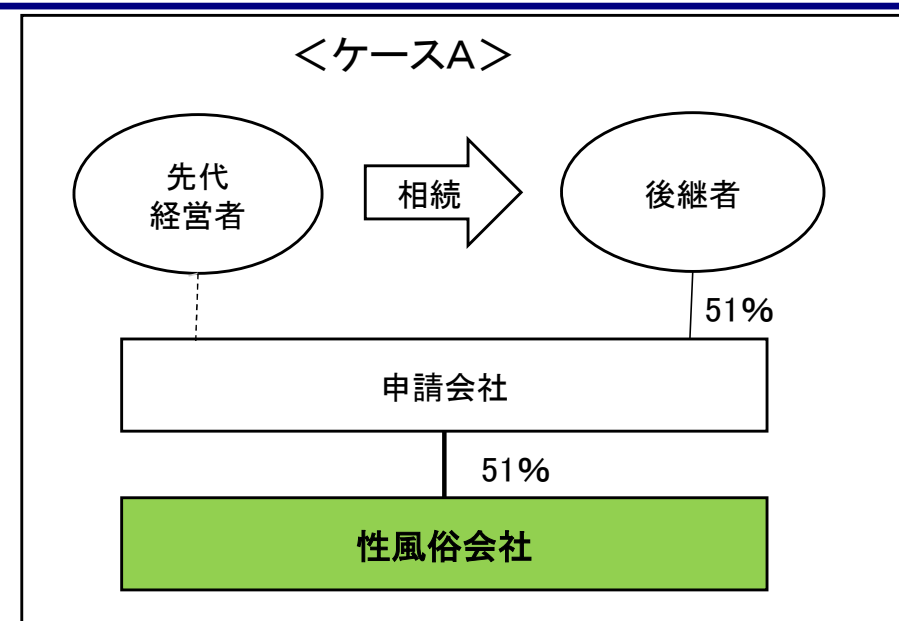
上記資産保有型会社、資産運用型会社の要件を満たす場合であっても、下記の事業実態要件を全て満たす場合は、資産保有型会社及び資産運用型会社に該当しないものとされる。

①	贈与又は相続開始日まで引き続き3年以上にわたり、商品の販売その他の業務で次に掲げるいずれかを行っていること イ. 商品販売等（商品の販売、資産の貸付、役務の提供で継続して対価を得て行われるものをいい、商品開発等を含む） ロ. 商品販売等を行うために必要となる資産の所有又は賃借 ハ. イ及びロの業務に類するもの
②	贈与又は相続開始日において常時使用する従業員（後継者及び後継者と生計を一にする親族を除く）の数が5人以上であること
③	贈与又は相続開始日において親族外従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するものを所有し、又は賃借していること



# 特別関係会社及び特定特別関係会社

	特別関係会社	特定特別関係会社
定義	<p>次に掲げる者により、その総株主議決権数の過半数を保有される会社</p> <p>① 認定会社</p> <p>② 代表者</p> <p>③ 代表者の親族（配偶者・6親等内の血族・3親等内の婚族）</p> <p>④ 代表者の内縁者</p> <p>⑤ 次に掲げる会社</p> <p>(ア) ②から④により総株主議決権数の過半数を保有されている会社</p> <p>(イ) ②から④に及びこれと(ア)の関係がある会社により総株主議決権数の過半数を保有されている会社</p> <p>(ウ) ②から④に及びこれと(ア)又は(イ)の関係がある会社により総株主議決権数の過半数を保有されている会社</p>	<p>次に掲げる者により、その総株主議決権数の過半数を保有される会社</p> <p>① 同左</p> <p>② 同左</p> <p>③ <b>代表者と生計を一にする親族</b></p> <p>④ 同左</p> <p>⑤ 同左</p> <p>特別関係会社の範囲があまりに広く、遠い親戚が性風俗営業会社等を経営しているかどうかまで把握することは難しいという指摘に基づき、平成23年度改正で導入された概念です。</p>
具体例	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定会社が支配する子会社、孫会社</li> <li>代表者が認定会社とは別に経営する会社</li> <li>配偶者が経営する会社</li> <li><b>従兄弟が経営する会社</b></li> <li><b>配偶者の兄弟が経営する会社</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定会社が支配する子会社、孫会社</li> <li>代表者が認定会社とは別に経営する会社</li> <li>配偶者が経営する会社</li> <li><b>代表者と同居している（生計一の）親、兄弟などの親族が経営する会社</b></li> </ul>
適用要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別関係会社が外国会社に該当する場合には、認定会社の常時使用する従業員が5人以上いること</li> <li>資産保有型会社又は資産運用型会社である特別関係会社の株式は、特定資産に該当する</li> </ul>	<p>関係会社要件のうち、この要件のみ特定特別関係会社を対象とします。その他の要件は特別関係会社を対象とします。</p>



# 一括贈与要件

## <一括贈与要件>

ケース	贈与すべき株数
① 発行済議決権株式数×2/3 - 後継者保有株式数 > 先代経営者保有株式数	すべての株式数
② 発行済議決権株式数×2/3 - 後継者保有株式数 ≤ 先代経営者保有株式数	後継者の贈与後議決権割合が2/3以上になる株式数

### <ケース1>

	現在	贈与	贈与後	相続	相続後
先代経営者	300株	-200株※1	100株	-100株※2	0株
後継者	0株	200株	200株	100株	300株
計	300株	0株	300株	0株	300株

※1  $300株 \times 2/3 - 0 = 200株 \leq 300株 \therefore 300 \times 2/3 = 200株$ 以上

### <ケース2>

	現在	贈与①	①の後	贈与②	②の後
先代経営者	120株	-120株※1	0株		0株
弟	60株		60株	-60株※3	0株
後継者	15株	120株	135株※2	135株	270株
配偶者	75株		75株	-75株※3	0株
第三者	30株		30株		30株
計	300株	0株	300株	0株	300株

### 【実務上のポイント】

① 贈与後、後継者の議決権が2/3に達しない場合にはすべて。達する場合には最低でも2/3以上になるように渡す必要がある。

※1 一括贈与要件を満たすには、120株全てを贈与する必要があります。  
 ※2 後継者は、最初の贈与により筆頭株主要件を満たす必要があります。  
 ※3 一括贈与要件を満たす範囲で追随贈与を実行することが可能です。  
 弟の分(発行済株数300株×2/3-後継者保有株数135株)=65株 > 弟保有60株  
 ∴60株全て  
 配偶者分(発行済株数300株×2/3-後継者保有株数195株)=5株 < 配偶者保有75株  
 ∴5株以上

# 納税猶予が打ち切られる場合（期限確定事由）

区分	納税猶予が打ち切られる事由		納付確定額	
			経営承継期間内	経営承継期間後
後継者の要件	制度適用時の後継者の要件を満たさなくなった場合	① 後継者が代表権を有しなくなる（やむを得ない場合を除く）	全額納付	/
		② 後継者と同族関係者を合わせて過半数の議決権を有さなくなる		
		③ 同族関係者内で後継者が筆頭株主でなくなる		
	④ 後継者が特例対象株式の全部又は一部を譲渡したこと※経営承継期間内は1株でも譲渡したら期限確定	譲渡対応部分		
	⑤ 後継者が納税猶予制度をやめる旨の届出書を提出した場合、年次報告書、継続届出書を提出しない場合	全額納付		
会社の要件	制度適用時の会社の要件を満たさなくなった場合	⑥ 資産保有型会社又は資産運用型会社に該当した場合（事業実態基準を満たす場合を除く）	全額納付	/
		⑦ 総収入金額が零（ゼロ）となった場合		
		⑧ 特例株式が非上場株式に該当しないこととなった場合		
		⑨ 会社又は特定特別子会社が風俗営業会社になった場合		
	⑩ 会社が減資した場合（資本金の減少又は資本準備金の減少）但し、資本金の減少額の全部を準備金とする場合、準備金の減少額の全部を資本金とする場合、欠損填補のための準備金の減少は除く。）			全額納付
	⑪ 解散した場合（但し、経営承継期間後は減免措置あり）			全額納付
	⑫ 組織再編等（合併、株式交換、会社分割、組織変更）を行った場合で一定の場合			対応部分
その他	⑬ 先代経営者が代表権を有することとなった場合（贈与税のみ）、特例の適用を受けた株式の議決権を制限した場合、後継者以外が拒否権付株式を有する場合等		/	

- ① 経営承継期間内に常時使用従業員の数が贈与時、相続時の80%未満となった場合に納税猶予が打ち切られる規定は、特例制度において廃止されました。（一般制度は継続）※様式第27を都道府県に提出する必要があります。
- ② 納税猶予が打ち切られた場合、事由が生じた日から2か月以内に納税猶予額と利子税を合わせて納付する必要があります。（延納・物納はできない）
- ③ 経営承継期間後において、会社が資産保有型会社又は資産運用型会社に該当した場合には、納税猶予が取り消されるため、会社の資産内容等のメンテナンスが必要となります。
- ④ 継続届出書が提出期限までに所轄税務署長に提出されなかった場合については、全部取り消しとなります。

# 雇用の維持要件の撤廃～

## <都道府県への報告>

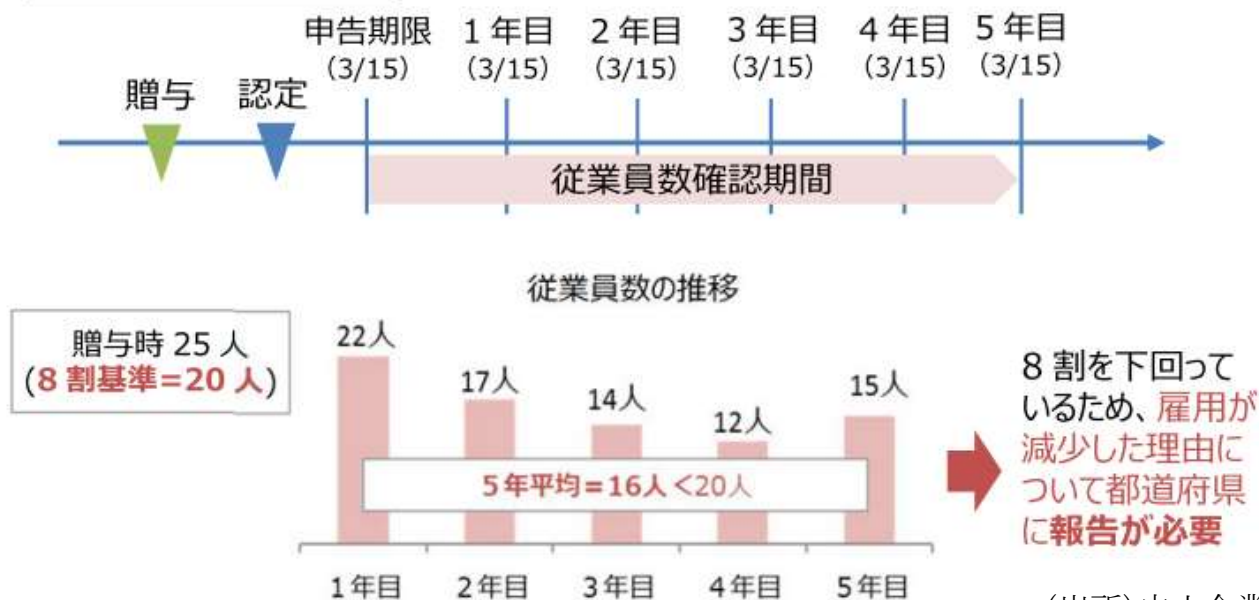
特例制度においては、5年間の平均で雇用の8割維持ができなかった場合、認定取り消しにはなりません。但し、その理由について、様式第27により都道府県に報告を行わなければなりません。また、認定支援機関は雇用が減少した理由に対する所見、経営改善のための指導及び助言を記載する必要があります。様式第27の提出期限は、特例経営贈与承継期間の末日の翌日から4か月を経過する日までとなります。

## <税務署への報告>

特例経営承継相続人等は、納税地の所轄税務署長に対して特例経営承継期間の末日に係る継続届出書に上記の報告書の写し及び都道府県知事の確認書の写しを添付して提出することとされています。**継続届出書にこれらの書類の添付が無い場合には、納税猶予期限は確定します。**

### (1) 従業員数の確認と報告の概要


#### 贈与で認定を受けた場合の例



(出所) 中小企業庁資料

特例制度において、雇用維持要件は実質撤廃されたとはいえ、上記手続きを失念した場合、納税猶予が取り消されるため、手続きには十分注意が必要です。

# 猶予税額が免除される場合

＜自社株式の承継＞  
先代経営者→後継者 



経営承継期間(申告期限から5年間)

経営承継期間後

＜贈与税の免除事由＞

経営承継期間内(贈与後5年間)	経営承継期間後	臨時報告期限	免除届出期限
①先代経営者が死亡した場合		死亡日から8カ月	該当日から10カ月
②先代経営者より先に、後継者が死亡した場合		死亡日から4カ月	該当日から6カ月
/	③後継者が特例株式を3代目経営者に贈与し、贈与税の納税猶予の適用を受ける場合※		該当日から6カ月
	④会社が倒産した場合等(免除税額は全額ではない)		該当日から2カ月

＜相続税の免除事由＞

経営承継期間内(相続後5年間)	経営承継期間後	免除届出期限
①後継者が死亡した場合		該当日から6カ月
/	②後継者が特例株式を贈与税の納税猶予制度を使って3代目後継者に贈与した場合※	該当日から6カ月
	③会社が倒産した場合等(免除税額は全額ではない)	該当日から2カ月

※後継者が身体障害者になった場合等、やむを得ない場合には、経営承継期間内も認められる。

- ① 承継後5年以内は、先代経営者又は後継者が死亡しない限り、免除されません。
- ② 承継後5年経過すれば、倒産等した場合にも免除されますが、全額免除されるわけではないため、注意が必要です。

# 贈与税の納税猶予から相続税の納税猶予への切替

## <贈与者の死亡による贈与税の免除>

贈与税の納税猶予を適用して贈与を行った後に贈与者が死亡した場合、贈与者に係る相続税の計算において受贈者は、特例対象株式を相続により取得したものとみなし、**贈与時の時価**で相続税が課税されます。(措法70条の7の7)

ただし、都道府県の切替えの確認を受けたときは、相続税の納税猶予へ切り替えることが可能です。

贈与者が死亡した場合には、都道府県に臨時報告書(様式第15)を提出する必要がありますが、その提出期限は相続開始日の翌日から8カ月を経過する日となります。当該臨時報告書の提出後、都道府県より様式第16による確認書が交付されます。

後継者は、猶予されている贈与税の免除を受けるために、贈与者の相続開始日の翌日から10月以内に、税務署に対し当該様式第16による確認書を添付した一定の届出書の提出が必要となります。

## <相続税の納税猶予への切替>(措法70条の7の8)

納税猶予制度の適用を受けた特例贈与者が死亡した場合で、相続税の納税猶予に切り替える場合には、都道府県知事に切替え確認を受けることができます。(円滑化法省令13)

この場合、都道府県に確認申請書(様式第17)を提出する必要がありますが、その提出期限は相続開始日の翌日から8カ月を経過する日となります。当該確認申請書の提出後、切替確認を認めた場合には、都道府県より様式第18による確認書が交付されます。

## <切替確認の内容>

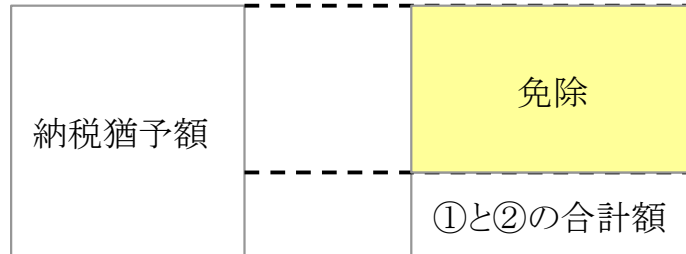
①	当該中小企業者及びその特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと
②	資産保有型会社及び資産運用型会社に該当しないこと(事業実態がある場合を除く)
③	総収入金額が0を超えること
④	常時使用する従業員数が1人以上であること(特別子会社が外国会社に該当する場合等は5人以上)
⑤	当該中小企業者及びその特定特別子会社が上場会社等に該当しないこと(事業継続期間内において贈与者が死亡した場合のみ)
⑥	後継者が代表権を有していること
⑦	後継者が同族関係者と合わせて過半数の議決権を有し、同族内で筆頭株主であること
⑧	後継者以外の者が拒否権付き株式を有していないこと

# 制度適用後のリスク軽減制度①～

## <一般制度における減免制度>

**経営承継期間の末日以後に**、経営承継受贈者又は認定会社が、特例株式の全部又は一部の譲渡をした場合（経営承継受贈者と特別の関係がない者に対するものに限る）又は破産手続き開始の決定等があった場合等には、一定の納税猶予額が免除されます。（措法70の7⑯）

## <イメージ>



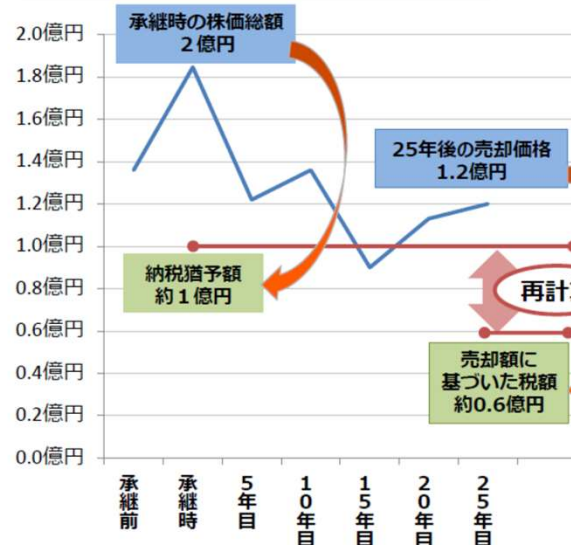
- ① 相続税評価額又は譲渡対価のいずれか小さい方
- ② 5年内の経営承継者等への配当・過大役員給与

## <特例制度適用後のM&A又は廃業の際の納税猶予額の減免規定（措法70の7の5⑫）>

**特例経営承継期間の末日以後に**、事業の継続が困難な事由に該当する場合において、特例承継期間後に株式を譲渡若しくは合併により消滅、株式交換又は株式移転により他の会社の子会社になったとき、会社を解散するときは一定の納税猶予額を免除する。

### 制度概要

X社の株価総額の推移（イメージ図）



### 現行制度

事業承継時の株価を元に贈与税額・相続税額を算定し、猶予取消となった場合には、その贈与税額・相続税額を納税する必要がある



### 改正案

経営環境の変化を示す一定の要件を満たす場合において、事業承継時の価額と差額が生じているときは、売却・廃業時の株価を基に納税額を再計算し、減免可能とすることで**将来不安を軽減**

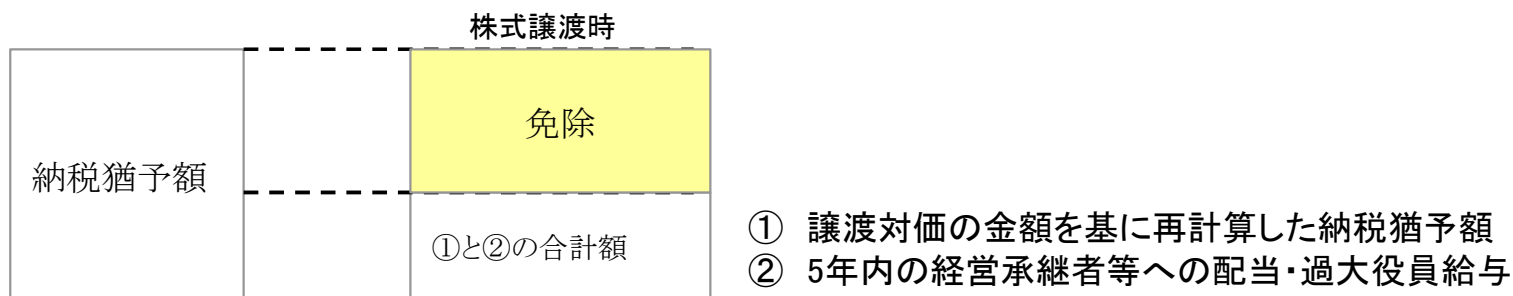
（経済産業省資料）

# 制度適用後のリスク軽減制度②～

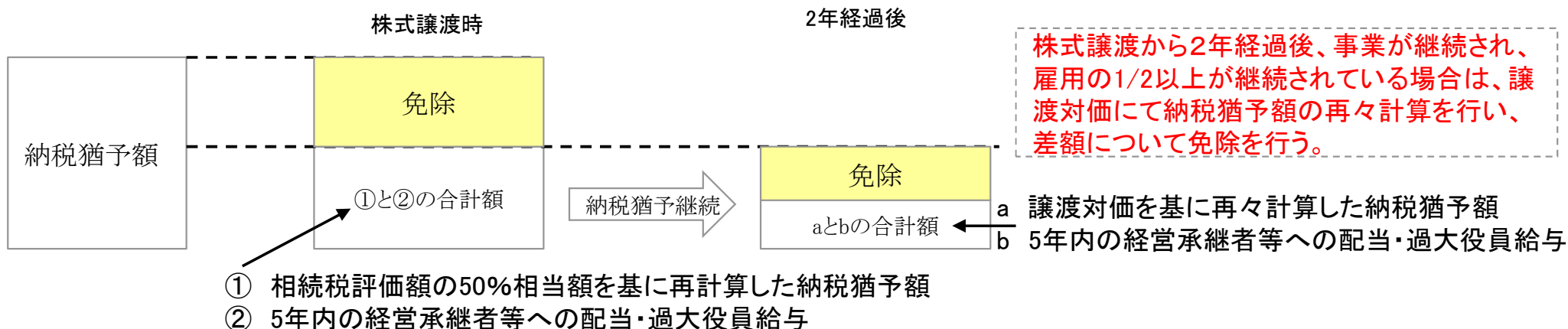
## ○ 事業の継続が困難な事由とは

①	直前事業年度及び直前の3年事業年度のうち2以上の事業年度において、赤字である場合
②	直前事業年度及び直前の3年事業年度のうち2以上の事業年度において、平均総収入金額が、その各事業年度の前事業年度の平均総収入金額を下回る場合
③	直前事業年度又は直前々事業年度終了日の有利子負債が各事業年度の平均総収入金額の6か月分以上ある場合
④	特例適用会社の事業が属する業種の上場会社の株価(直前事業年度終了日以前1年平均)が、その前年1年間平均よりも下落している場合
⑤	後継者が特例適用会社における経営を継続しない特段の理由があるとき

### <減免額の計算 ① 「譲渡対価 > 譲渡時の相続税評価額の50%」の場合>



### <減免額の計算 ② 「譲渡対価 ≤ 譲渡時の相続税評価額の50%」の場合>





# 納税猶予を受けるための手続き(特例制度)

納税猶予を受けるためには、「都道府県知事の認定」、「税務署への申告」の手続きが必要となる。

## (1) 相続税の納税猶予についての手続き

提出先	計画の提出	○2024年3月31日迄に特例承継計画を提出する。	
	相続の開始	○相続開始後8か月目までに申請する。 ○審査後、認定書が交付される。	
	認定	○認定書の写しとともに、相続税の申告書を提出する。 ○納税猶予税額及び利子税の額に見合う担保*を提供する。 *特例を受ける非上場株式の全てを担保提供すれば、納税猶予税額及び利子税の額に見合う担保提供があったものとみなされる。	
税務署	税務署へ申告		
税務署	都道府県庁	納税猶予の開始	○都道府県庁へ「年次報告書」を提出(年1回)(様式第11及び添付書類) ・認定時の要件を引き続き維持していることなどを報告
		申告期限後5年間	○税務署へ「継続届出書」を提出(年1回) ・引き続き納税猶予の特例を受けたい旨などを届出
		5年経過後	○税務署へ「継続届出書」を提出(3年に1回) ・引き続き納税猶予の特例を受けたい旨などを届出

## (2) 贈与税の納税猶予についての手続き

提出先	計画の提出	○2024年3月31日迄に特例承継計画を提出する。	
	贈与の実行	○贈与の翌年1月15日までに申請。 ○審査後、認定書が交付される。	
	認定	○認定書の写しとともに、贈与税の申告書を提出する。 ○納税猶予税額及び利子税の額に見合う担保*を提供する。 *特例を受ける非上場株式の全てを担保提供すれば、納税猶予税額及び利子税の額に見合う担保提供があったものとみなされる。	
税務署	税務署へ申告		
税務署	都道府県庁	納税猶予の開始	○都道府県庁へ「年次報告書」を提出(年1回) ・認定時の要件を引き続き維持していることなどを報告
		申告期限後5年間	○税務署へ「継続届出書」を提出(年1回) ・引き続き納税猶予の特例を受けたい旨などを届出
		5年経過後	○税務署へ「継続届出書」を提出(3年に1回) ・引き続き納税猶予の特例を受けたい旨などを届出

※提出先は「主たる事務所の所在地を管轄する都道府県庁」

# 特例承継計画の提出～

〈都道府県知事の確認とは(円滑化法規則17条)〉

中小企業者が円滑化法第12条の都道府県の認定を受けるには、令和6年3月31日までに特例承継計画を、都道府県知事に提出する必要があります。**(事前確認制度は、一般制度にはありません。)**

〈特例承継計画の概要〉(円滑化法規則16条)

項目	記載事項	ポイント
①会社の概要	事業内容、資本金、従業員数	
②特例代表者	氏名、代表権の有無	先代経営者が代表者を退任している場合は、退任日も記載
③特例後継者	後継者氏名	株式を承継する予定の後継者の氏名を最大3名まで記載。 <b>特例後継者として氏名を記載された方でなければ、認定を受けることはできません。特例後継者を変更する場合は、変更申請書(様式24)による変更手続きを行う必要があります。※変更申請書は、令和6年3月31日以降でもOK</b>
④後継者が株式を取得するまでの計画	株式を承継する時期、経営上の課題、課題への対応	株式等の贈与後・相続後に本計画を作成する場合や、すでに先代経営者が役員を退任している場合には記載不要。当該会社がいわゆる持株会社である場合には、その子会社等における取組を記載
⑤後継者が株式を承継した後5年間の経営計画	特例後継者が実際に事業承継を行った後の5年間で、どのような経営を行っていく予定か、具体的な取組内容を記載	この事業計画は必ずしも設備投資・新事業展開や、売上目標・利益目標についての記載を求めるものではなく、後継者が、先代経営者や認定支援機関とよく相談の上、後継者が事業の持続・発展に必要と考える内容を自由に記載してください。当該会社がいわゆる持株会社である場合には、その子会社等における取組を記載。「 <b>なぜその取組を行うのか</b> 」「 <b>その取組の結果、どのような効果が期待されるか</b> 」を記載する。
(別紙)認定支援機関の見解	認定支援機関の概要、名称、指導助言を行った年月日、認定支援機関による指導・助言の内容	中小企業者の作成した特例承継計画について、認定支援機関の立場から、事業承継を行う時期や準備状況、事業承継時までの経営上の課題とその対処方針、事業承継後の事業計画の実現性など、円滑な事業承継を後押しするための指導及び助言を行い、その内容を記載。その取組への評価や、実現可能性(及びその実現可能性を高めるための指導・助言)を記載

## 【実務上のポイント】

① 特例承継計画は、比較的簡単に作成することが可能です。制度適用の可能性がある場合、期限内に提出しておくことをお勧めします。

# 認定手続き～贈与税の納税猶予

## 〈都道府県知事の認定とは〉

株式承継後、会社は経営承継円滑化法に規定する要件を満たす会社であることについて、都道府県知事から認定を受ける必要があります。(様式第7の3)

## 〈認定申請の時期〉

贈与認定申請基準日から、贈与日の属する年の翌年の1月15日までの間に、本社が所在する都道府県庁へ認定申請(様式第7の3)をする必要があります。

## 〈贈与に係る認定申請基準日〉

① 当該贈与の日が1月1日から10月15日までのいずれの日である場合 (③の場合を除く)	10月15日
② 当該贈与の日が10月16日から12月31日までのいずれの日である場合	当該贈与の日
③ 当該贈与の日の属する年の5月15日前に当該中小企業者の経営承継受贈者又は経営承継贈与者の相続が開始した場合	※当該相続の開始の日の翌日から5月を経過する日

※認定申請基準日とは、認定要件を満たしておくべき時点を意味します。

## 〈年次報告書の提出:都道府県への提出〉

都道府県知事の認定を受けた特例認定贈与承継会社は、その認定に係る贈与税の申告期限から5年間、毎年1回、贈与税の申告書の提出期限の翌日から1年を経過するごとの日(報告基準日)の翌日から3か月以内に、年次報告書を都道府県に提出しなければなりません。

## 〈継続届出書の提出:税務署への提出〉

特例認定贈与承継会社は、その認定に係る贈与税の申告期限から5年間は毎年1回、贈与税の申告書の提出期限の翌日から1年を経過する日の翌日から5か月以内に、継続届出書を税務署に提出しなければなりません。

★贈与税の申告期限から5年を経過する日の基準日を経過した後は、贈与税の申告期限の翌日から5年を経過する日の翌日から3年を経過するごとの日を基準日として、その翌日から3か月以内に税務署に継続届出書の提出が必要となります。

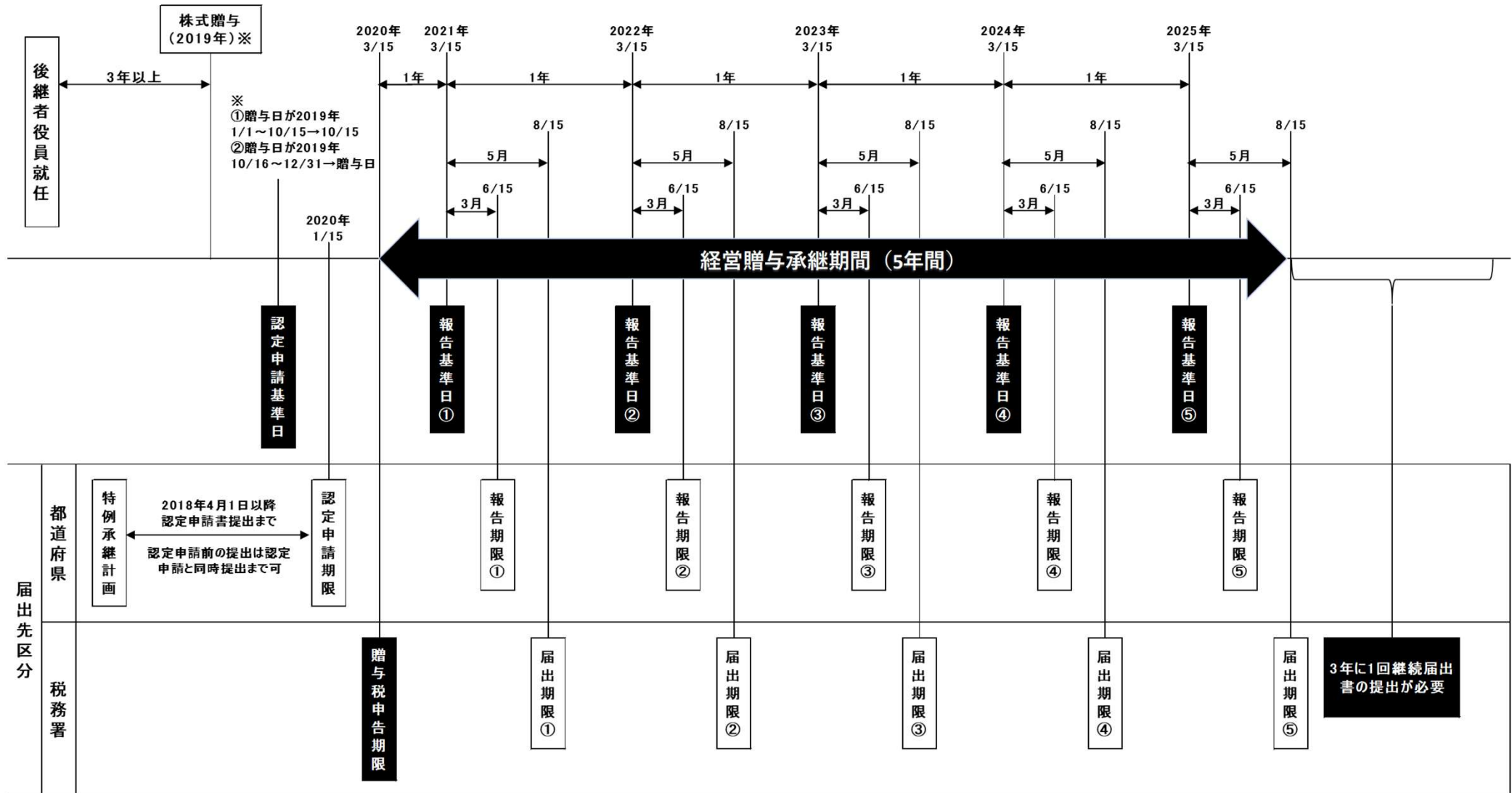
## 【実務上のポイント】

① 届出の提出を失念した場合、納税猶予が取り消しになるため、事務所内における届出の管理が重要となります。

# 納税猶予を受けるための手続き全体の流れ

## 事業承継税制手続きの流れ(贈与税)

【シミュレーション: 先代が2019年承継計画書提出・同年贈与を実行する場合】



# 認定手続き～相続税の納税猶予

## 〈都道府県知事の認定とは〉

株式承継後、会社は経営承継円滑化法に規定する要件を満たす会社であることについて、都道府県知事から認定を受ける必要があります。**(様式第8の3)**

## 〈認定申請の時期〉

認定に係る相続の開始の日の翌日から**8月を経過する日**までに、本社が所在する都道府県庁へ認定申請(様式第8の3)をする必要があります。

## 〈相続に係る認定申請基準日〉

相続に係る認定申請基準日は相続開始の日の翌日から5か月を経過する日となります。

## 〈相続に係る報告基準日〉

相続税申告期限の翌日から起算して一年を経過するごとの日となります。

## 〈年次報告書の提出: 都道府県への提出〉

都道府県知事の認定を受けた特例認定承継会社は、その認定に係る相続税申告期限から五年間、当該相続税申告期限の翌日から起算して一年を経過するごとの日(報告基準日)の翌日から**3か月以内**に、年次報告書を**都道府県**に提出しなければなりません。

## 〈未分割の場合の適用の可否〉

第一項の相続に係る相続税の申告書の提出期限までに、当該相続又は遺贈により取得をした非上場株式等の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によってまだ分割されていない場合における同項の規定の適用については、その分割されていない非上場株式等は、当該相続税の申告書に同項の規定の適用を受ける旨の記載をすることができないものとする。**(措法70条の7の2⑦、70条の7の6⑤)**

## 〈継続届出書の提出〉

特例認定承継会社は、その認定に係る相続税の申告期限から5年間は毎年1回、相続税の申告書の提出期限の翌日から1年を経過する日の翌日から**5か月以内**に、継続届出書を**税務署**に提出しなければなりません。

**相続税の申告期限から5年を経過する日の基準日を経過した後は、相続税の申告期限の翌日から5年を経過する日の翌日から3年を経過するごとの日を報告基準日として、その翌日から3か月以内に税務署に継続届出書の提出が必要となります。**

## 【実務上のポイント】

① 届出の提出を失念した場合、納税猶予が取り消しになるため、事務所内における届出の管理が重要となります。

# 認定手続きにおける提出書類①～

〈認定の申請における添付書類〉(円滑化法規則7条)

項目	内容	留意点
①認定申請書	贈与の場合は様式第7の3、相続の場合は様式第8の3	
②定款の写し	認定申請基準日において有効な定款の写し。原本証明が必要	定款条文を改訂していない場合は、その変更事項を記載した書類も必要。
③株主名簿の写し	①贈与者が代表者であった期間、②贈与の直前、 ③贈与の直後、④第一種特例贈与認定申請基準日 原本証明が必要	4種類の株主名簿が必要です。先代経営者が退任して期間が経過している場合は、注意が必要です。
④登記事項証明書	第一種特例贈与認定申請基準日以降に取得した申請会社の履歴事項全部証明書の原本※先代経営者が代表者であった旨の記載がある閉鎖事項証明書	後継者が贈与前3年以上にわたって役員に就任していたこと及び贈与時に代表者に就任していたことが分かるもの。贈与者が贈与時に代表者でないことが分かるもの
⑤(贈与の場合)贈与契約書及び贈与税額の見込み額を記載した書類	贈与契約書。贈与税の見込み額を記載した書類(様式自由、贈与税の申告書でも可)	1株当たりの評価額、後継者が贈与を受けた株数、贈与税総額、納税猶予額を記載。相続時精算課税制度を受ける場合はその旨
⑥(相続の場合)遺言書又は遺産分割協議書の写し及び相続税額の見込み額を記載した書類	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し、相続税の見込み額を記載した書類(様式自由、相続税申告書第1表、第8の2の2及び11表でも可)	1株当たりの評価額、相続又は遺贈を受けた株数、株式に係る相続税、納税猶予を受けようとする相続税
⑦従業員数証明書	贈与の日(相続開始の日)における従業員数証明書 ・厚生年金保険の標準報酬月額決定通知書 ・健康保険の標準報酬月額決定通知書 ※標準報酬月額決定の手続き以降、贈与までの間に被保険者の増減があった「健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書」の写しまたは「健康保険・厚生年金保険資格喪失確認通知書」の写しを時系列に揃えてすべて添付 ※短時間労働者及び役員については、その旨が分かるマークなどを付記 ※厚生年金保険又は健康保険のいずれにも加入対象となっていない従業員(75歳以上の従業員)がいる場合は、その方の雇用契約書及び給与明細書の写しを添付	・社会保険加入ベースで判断(社会保険の月額決定通知書)。 ・役員は除かれます。(使用人兼務役員は除かれませんが)

# 認定手続きにおける提出書類②～

〈認定の申請における添付書類〉（円滑化法規則7条）

項目	内容	留意点
⑧認定申請基準年度の決算書類	贈与の日の3年前の日を含む事業年度以後の下記書類 ・B/S, P/L、株主資本等変動計算書、個別注記表 ・事業報告書（法人事業概況書でも可） ・固定資産台帳 ・勘定科目明細書 ・本社、事務所、工場など従業員が勤務する物件を所有又は賃借していることが分かる謄本や契約書 ・商品販売、役務の提供等の業務を3年以上引き続いて行っていることが分かる書類（売買契約書、請負契約書）	事業実態要件を満たしているかが判断されます。 事業実態要件を満たしていない場合は、別途、様式第7の3特定資産明細表を裏付ける書類が必要となります。
⑨上場会社及び風俗営業会社に該当しない旨の誓約書	申請会社が上場会社等または風俗営業会社のいずれにも該当しない旨を誓約する必要があります。	
⑩特別子会社・特定特別子会社に関する誓約書	特別子会社・特定特別子会社が上場会社等または風俗営業会社のいずれにも該当しない旨を誓約する必要があります。	申請会社が特別子会社が無い場合であっても、特別子会社がないことを誓約する必要があります。 特別子会社が外国会社である場合、誓約書の文言が異なるため、注意が必要です。
⑪贈与者受贈者等の戸籍謄本	（贈与の場合）①贈与者、受贈者 （相続の場合）②被相続人、相続人 （共通）③申請会社の議決権を有する親族全員 ④剰余金の配当又は損金不算入給与を受けた親族全員	左記④については、事業実態要件を満たす場合は不要となります。
⑫特例承継計画又はその確認書	・特例承継計画、その確認書 ・変更申請書の提出がある場合は、変更申請書及びその確認書	後継者が、特例計画書に記載された特例後継者であることが確認されます。

※ 近年の押印義務の廃止に係る改正により、遺産分割協議書のように実印による押印及び当該実印に係る印鑑証明書の添付が必要なもの又は遺言書のように法令等で押印が要件となっているものを除き、添付書類においても押印が不要となりました。押印を省略できる添付書類は以下のとおりです。  
・定款の原本証明、株主名簿の原本証明、従業員数証明書、上場会社又は風俗営業会社に該当しない旨の誓約書

## 【実務上のポイント】

① 認定申請に必要な書類は多く、準備するのに大変な手間がかかります。期限に余裕をもって準備することをお勧めします。

# 担保提供について

納税猶予制度を適用する場合、申告期限までに納税猶予分の税金に相当する担保を提供しなければなりません。  
この場合、特例適用株式の全部を担保として提供した場合には、将来株価が下落した場合等でも必要担保額に見合う担保の提供があったものとみなされます。(みなす充足)

## <株券不発行会社の場合>

下記の書類を税務署に提出する必要があります。

①	特例認定承継会社の非上場株式に税務署長が質権を設定することについて承諾した旨を記載した書類
②	後継者の印鑑証明書、株主名簿記載事項証明書、会社代表者の印鑑証明書

## <株券発行会社の場合>

株券を法務局に供託し、供託書の正本を税務署に提出する必要があります。

①	担保のための供託書を作成し、法務局に提出する。
②	内容の審査後、供託書が返却される。
③	法務局が指定する日本銀行に、供託書、供託有価証券寄託書及び株券を提出する。
④	税務署に供託書(正本)を提出する。

### 【実務上のポイント】

- ① 謄本上で株券発行会社になっているが、実際には株券を発行していない会社の場合、制度適用に際して株券を発行するか又は株券不発行会社に変更する必要があります。
- ② 納税猶予制度の適用を受けようとする会社が、株券発行会社であった場合、株券不発行会社に変更した方が手続きの煩雑さが軽減されます。



---

### Ⅲ 納税猶予額の計算

# 贈与税の納税猶予額の計算(特例制度)

事例 この場合の納税猶予額はいくらでしょうか？

先代経営者の財産

特例株式 3億円

贈与

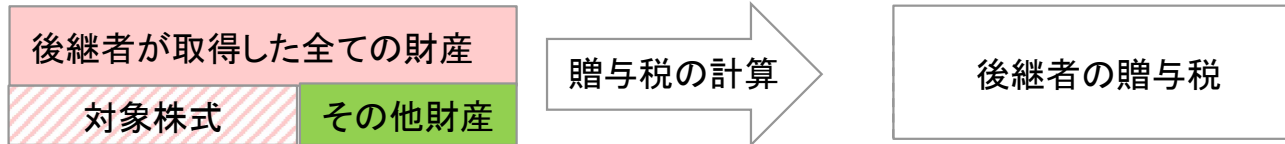
子A

特例株式 3億円

## 【納税猶予額の計算方法】

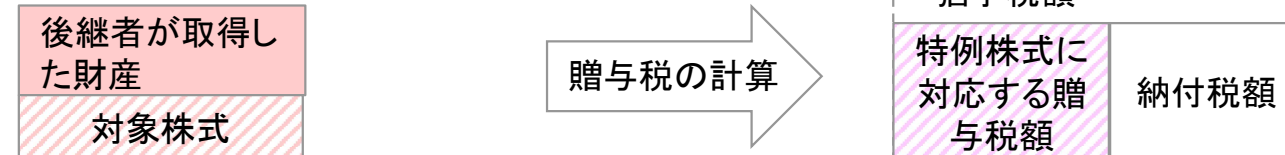
<第1段階>

通常通り贈与税を計算



<第2段階>

贈与を受けた財産が特例株式のみと仮定して贈与税を計算



(暦年贈与制度)

- ①課税価格3億円－基礎控除110万円＝298,900千円
- ②贈与税 298,900千円×55%－640万円＝**157,995千円**  
(納税猶予額)

(相続時精算課税制度を利用)

- ①課税価格 3億円－特別控除2,500万円＝275,000千円
- ②贈与税 275,000千円×20%＝**55,000千円(納税猶予額)**

## 【相続時精算課税制度とは】

	一般	納税猶予特例
贈与者の要件	60歳以上	60歳以上
受贈者の要件	18歳以上の直系卑属又は孫	18歳以上

※特例措置の場合は、子、孫以外に対する贈与についても、相続時精算課税制度を選択することができるようになった。令和4年以降は20歳以上→18歳以上となります。

【適用対象会社が外国会社株式等を有する場合の納税猶予額の計算】

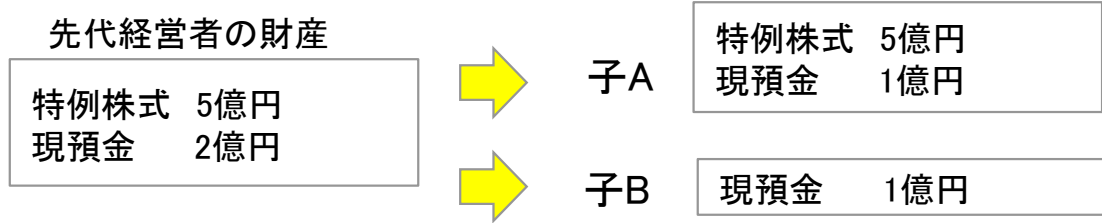
特例認定承継会社が外国会社株式等を有する場合には、その外国会社株式等を有していなかったものとして計算した株価を基に納税猶予額を算定します。

ポイント

- ① 相続時精算課税制度を併用した場合、累進税率でないため、贈与税の納税猶予額が少なくなる。(メリット)
- ② 相続時精算課税制度を併用した場合、贈与税の納税猶予取り消し時に、贈与税が相続税の前払金として取り扱われ、相続税で精算される。(メリット)
- ③ 相続時精算課税制度を併用した場合、暦年贈与の基礎控除110万円が使えなくなる。(デメリット)

# 相続税の納税猶予額の計算(特例制度)

事例 この場合の納税猶予額はいくらでしょうか？(相続人2人)

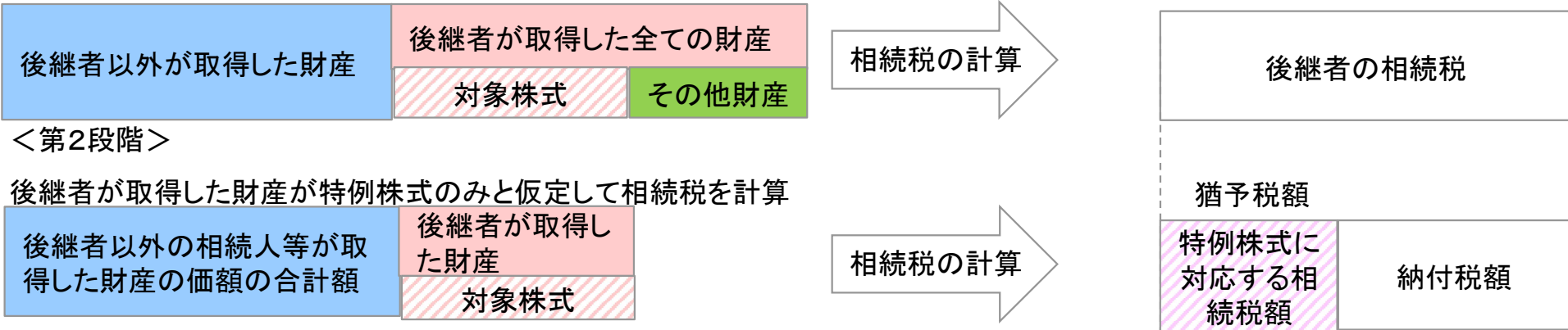


## 【納税猶予額の計算方法】

<第1段階>

通常通り相続税を計算

ここで後継者以外の相続税は確定する。



### 第1段階 通常の相続税計算

- ①課税遺産額 7億円－基礎控除4,200万円＝6.58億円
- ②法定相続分に応ずる相続税  
6.58億円÷2×50%－4,200万円＝1.225億円
- ③相続税の総額 1.225億円×2＝2.45億円
- ④子Aの相続税 2.45億円×6/7＝2.1億円
- ⑤子Bの相続税 2.45億円×1/7＝**0.35億円⇒確定**

### 第2段階 後継者が取得した財産が特例株式のみとして相続税を計算

- ①課税遺産額 6億円－基礎控除4,200万円＝5.58億円
- ②法定相続分に応ずる相続税  
5.58億円÷2×45%－2,700万円＝0.9855億円
- ③相続税の総額 0.9855億円×2＝1.971億円
- ④子Aの相続税 1.971億円×5/6＝**1.6425億円** →納税猶予額
- ⑤子Aの納付税額 2.1億円－1.6425億円＝0.4575億円

修正申告又は更正があった場合で、当該修正申告又は更正が期限内申告において納税猶予の適用を受けた(特例)対象(受贈)非上場株式等の評価又は税額計算の誤りのみに基づいてされるときにおける当該修正申告又は更正により納付すべき贈与税額又は相続税額(附帯税を除く。)については、当初から納税猶予の適用があることとして取り扱うこととされている。

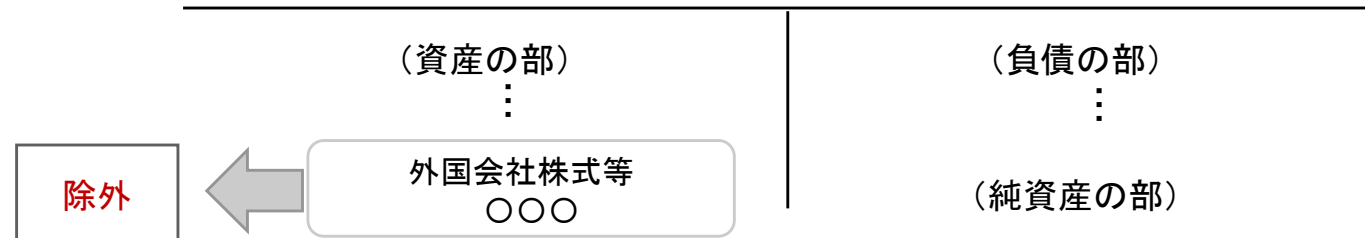
# 外国子会社等がある場合の納税猶予額の計算～

特例認定承継会社が外国会社株式等(医療法人の出資持分(過半数保有の場合)、上場株式(発行済株数の3%以上保有する場合))を有する場合には、その外国会社株式等を有していなかったものとして計算した株価を基に納税猶予額を算定します。

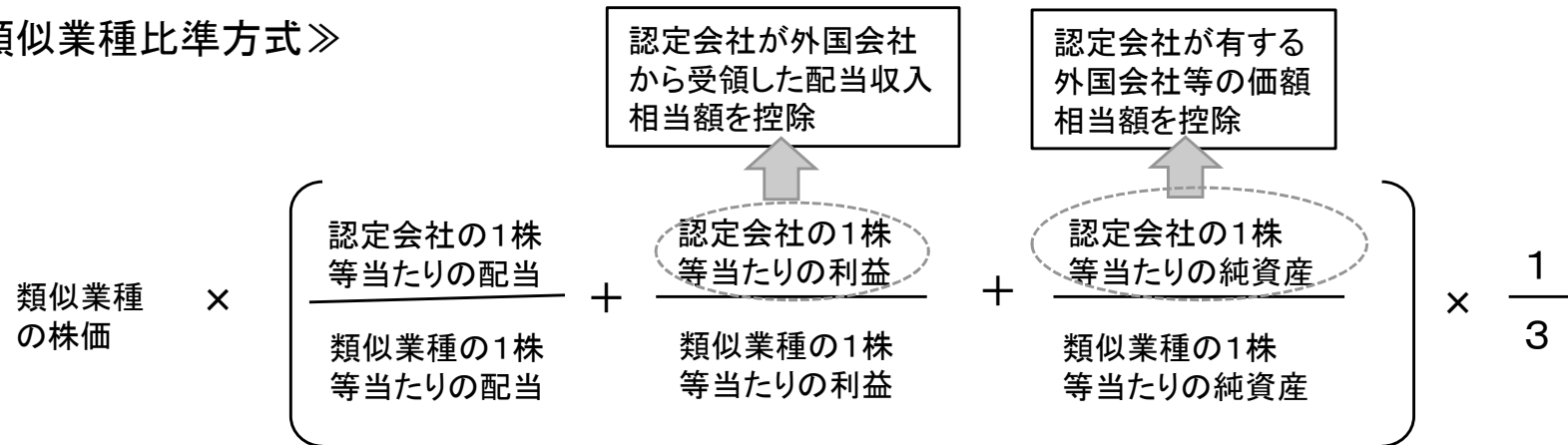
## 【納税猶予額の計算方法】

### 《純資産価額方式》

### 認定会社の貸借対照表



### 《類似業種比準方式》



## 【事例】

A社の先代経営者は、納税猶予制度の特例を使って後継者に株式の贈与(暦年贈与)を行いました。申告の際、株価を計算したところ、A社の株価は3億円でした。また、A社は外国に子会社があり、当該外国子会社を有していなかったものとして計算した株価は、2.5億円でした。納税猶予額の計算はいくらになりますか。

### ＜通常の贈与税額の計算＞

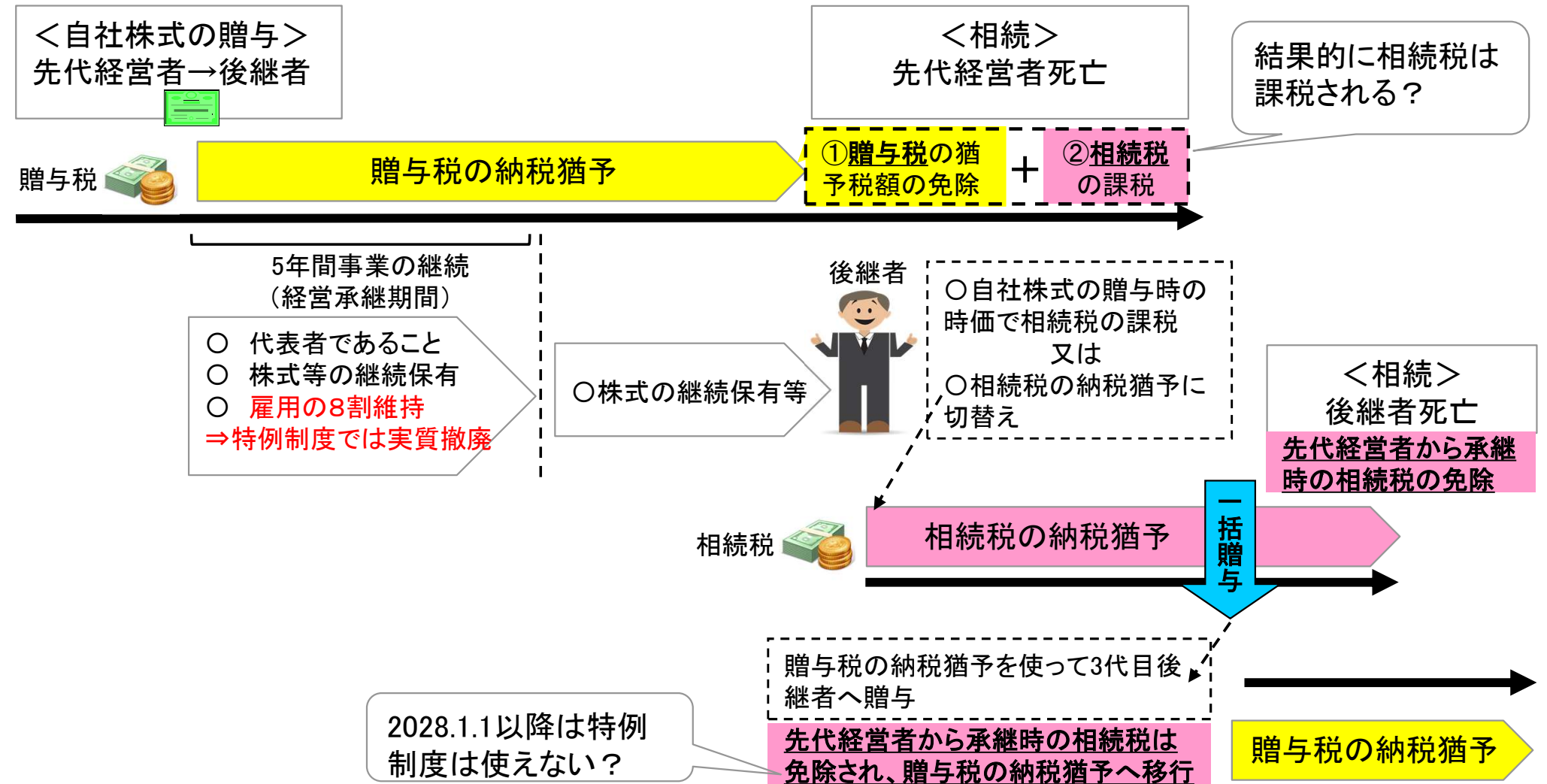
- ① 課税価格3億円-基礎控除110万円=298,900千円
- ② 贈与税 298,900千円×55%-640万円=157,995千円

### ＜外国子会社を有している場合の納税猶予額の計算＞

- ① 課税価格2.5億円-基礎控除額110万円=248,900千円
- ② **納税猶予額 248,900千円×55%-640万円=130,495千円(納税猶予額)**
- ③ 納付税額 157,995千円-130,495千円=27,500千円

# 納税猶予制度における贈与税と相続税の関係

<納税猶予制度全体像のイメージ>



---

#### IV 納税猶予制度利用に適した会社とは

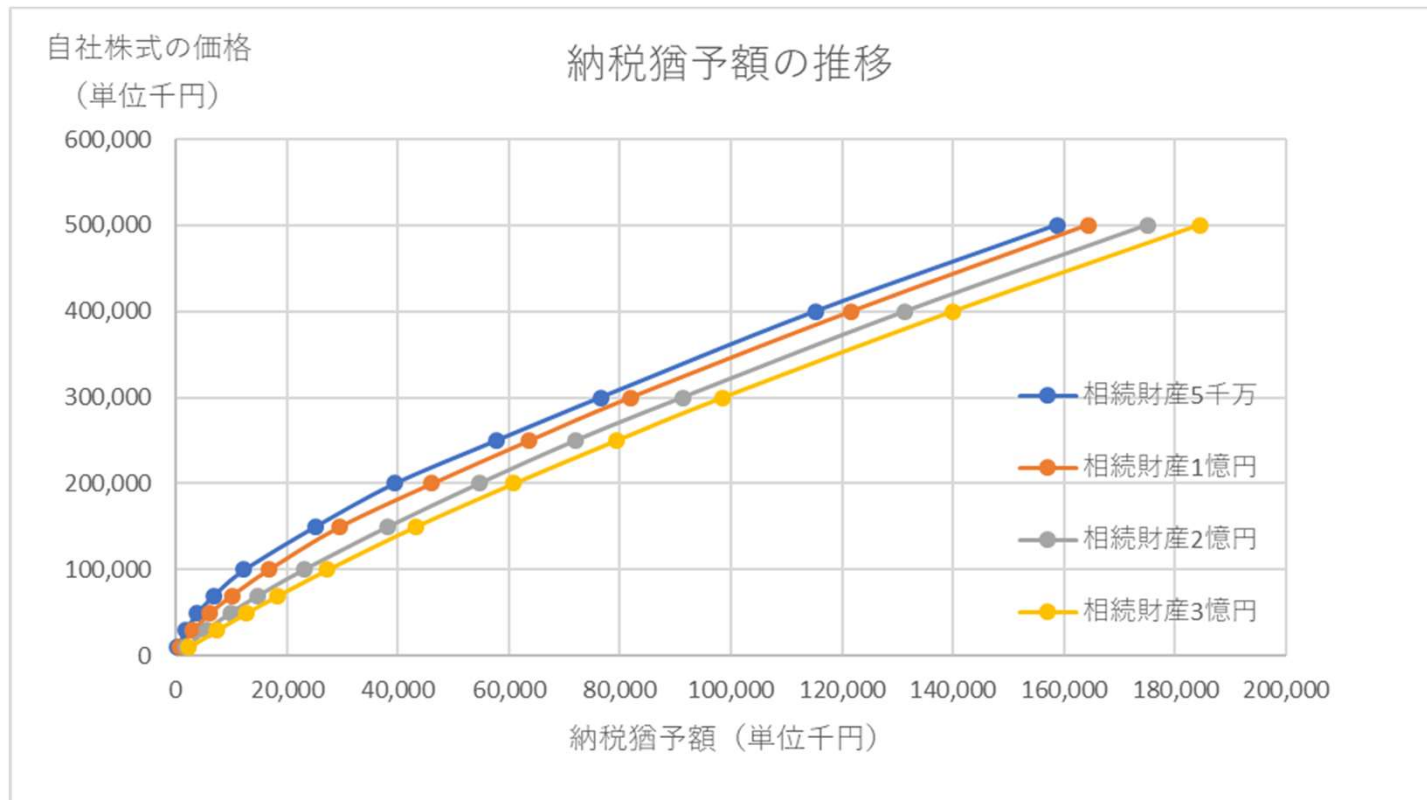
# 自社株式の価格に応じた相続税の納税猶予額の推移

<前提条件>

相続人2人(長男、次男)。自社株式は全て長男が相続。他の財産は全て次男が相続。

(単位：千円)

相続財産の価格		自社株式の評価額										
		10,000	30,000	50,000	70,000	100,000	150,000	200,000	250,000	300,000	400,000	500,000
相続財産0.5億円	納税猶予額	300	1,763	3,850	6,767	12,267	25,050	39,360	57,667	76,457	115,200	158,727
相続財産1億円		873	3,138	6,133	10,047	16,700	29,520	46,133	63,714	81,900	121,680	164,250
相続財産2億円		1,733	5,530	9,840	14,830	23,067	38,229	54,600	72,000	91,260	131,400	175,000
相続財産3億円		2,361	7,382	12,743	18,389	27,300	43,200	60,840	79,364	98,550	140,000	184,375



# 納税猶予制度の利用に適した会社とは

<各制度の比較>

各制度	贈与時			相続時		手続き	リスク
	税金コスト	株価 固定	少数株主 集約効果	贈与財産の精 算	相続税の納税猶 予への切替		
暦年贈与制度	・毎年110万円の非課税枠 ・累進税率による課税 △ ⇒一時に多額の贈与を行う には適していない	/	/	なし	/	◎ ⇒簡単	◎ ほぼ無し
相続時精算課 税制度	・2,500万円の特別控除 ・超過部分に20%の課税△ ⇒特別控除枠は大きくなる が、相続時に課税される	○	×	贈与財産に対 して相続税が 課税	なし	○ ⇒簡単	△ ⇒贈与財産の 値下りリスク
納税猶予制度 (特例制度)	全額納税猶予 ◎ ⇒贈与時の税負担はなし ※但し、外国子会社等を有 する場合は注意。	○	◎	贈与財産に対 して相続税が 課税	◎ ⇒全額納税猶予	× ⇒煩雑	× ⇒取消された 場合に猶予税 額+利子税の 納付が必要、 贈与財産の値 下がリリスク



**節税メリット > 手続きが煩雑、数十年単位の管理が必要、納税猶予取消しのリスク**

<納税猶予制度利用に適した会社>

- ・ 株価が高い会社(絶対条件)
- ・ 会社を将来数十年単位で存続させていく意向の会社
- ・ 後継者が決まっている会社(1人が望ましい)
- ・ 遺留分の心配がない会社



<納税猶予制度利用に適していない会社>

- ・ 株価が低い会社
- ・ 後継者が不在の会社
- ・ 将来M&Aで株式を売却したい意向の会社
- ・ 遺留分の心配がある会社



# 納税猶予制度の適用を検討する際の確認項目

確認ポイント	確認項目	内容
①納税猶予の効果がどれくらいあるか	株価総額が高いかどうか	納税猶予額が高いと見込まれる会社は、費用対効果でメリットがあると考えられます。
②経営者の要件	経営者が代表者を退任できるか(経営者の年齢、経営状況その他)	事業承継税制は贈与前に先代経営者が代表者を退任することが必要
③後継者の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後継者がいるかどうか。(18歳以上)</li> <li>・役員就任から3年以上</li> <li>・経営を5年間維持できるか</li> </ul>	事業承継税制は、贈与・相続後5年間の事業継続要件がある。
④持株比率要件	同族過半数要件、同族内筆頭株主要件	持株比率(先代経営者、同族、後継者)の要件など
⑤会社の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会社の要件を満たしているか</li> <li>・事業実態基準を満たしているか</li> <li>・外国に子会社等を有していないか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業経営承継円滑化法に規定する中小企業者で、一定の要件に該当することが必要</li> <li>・事業実態基準を満たしていない場合、納税猶予の取り消しのリスクが高まる。最低でも親族以外で5名以上の従業員を安定して確保できる会社が望ましい。</li> </ul>
⑥株式贈与のタイミング	10年以内に株式贈与できるか	特例制度を使うには2027年12月31日までに贈与・相続を実施することが必要
⑦先代経営者の財産の内容	先代経営者の財産の大半が、自社株式になっていないか	後継者に自社株式を集中させた場合、他の相続人の遺留分を侵害するリスクがあります。相続人間の関係次第では、遺留分対策も同時に行う必要があります。
⑧会社の将来の展望	将来、M&Aを行う可能性がないかどうか	納税猶予を継続するには、事業を継続することが前提となっています。業績悪化によるM&Aの場合等を除き、M&Aを実施した場合、猶予税額の期限が確定します。

# 納税猶予制度活用の検討順序～

- まずは、納税猶予制度を使った場合の効果について検討が必要になります。
- 制度利用の効果が大きければ、適用要件に合致するか等の検討を行い、効果が最大化するように事前に対策を打つことが重要です。
- 納税猶予制度はリスクが高い制度であるため、如何にリスクを低減して実行するかが重要になります。
- 一度適用したら後戻りできない制度であるため、慎重な検討が必要となります。

## 制度活用を検討

- ・ 自社株式の評価を依頼する。
- ・ 相続財産の棚卸、相続税のシミュレーションを行う。
- ・ 納税猶予制度を適用した場合の効果を検証する。

## 適用要件を満たすか検討

- ・ 適用要件を満たしているか検討する。
- ・ 現時点で適用要件を満たさなくても、適用要件を満たすための方法はないか検討する。
- ・ 納税猶予制度の効果を最大化する方法を検討する。

## リスクを低減して実行

- ・ 自社株式の評価を下げて実行する。
- ・ 相続時精算課税制度を併用する。
- ・ 納税猶予が取消しにならないよう納税猶予制度の知識の共有等を行う。
- ・ 将来の納税猶予取り消しになった場合のリスクヘッジを行う。

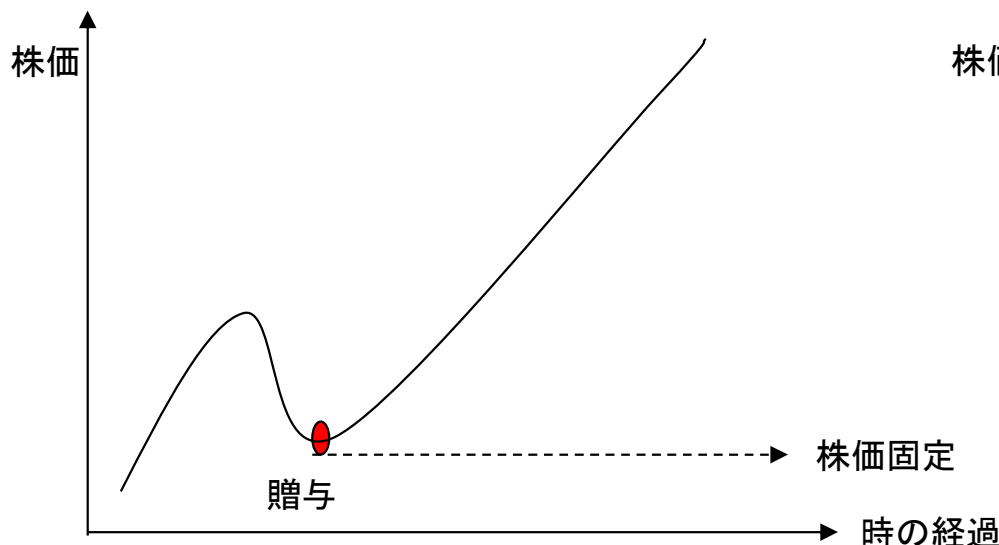
---

## V 納税猶予制度の活用法

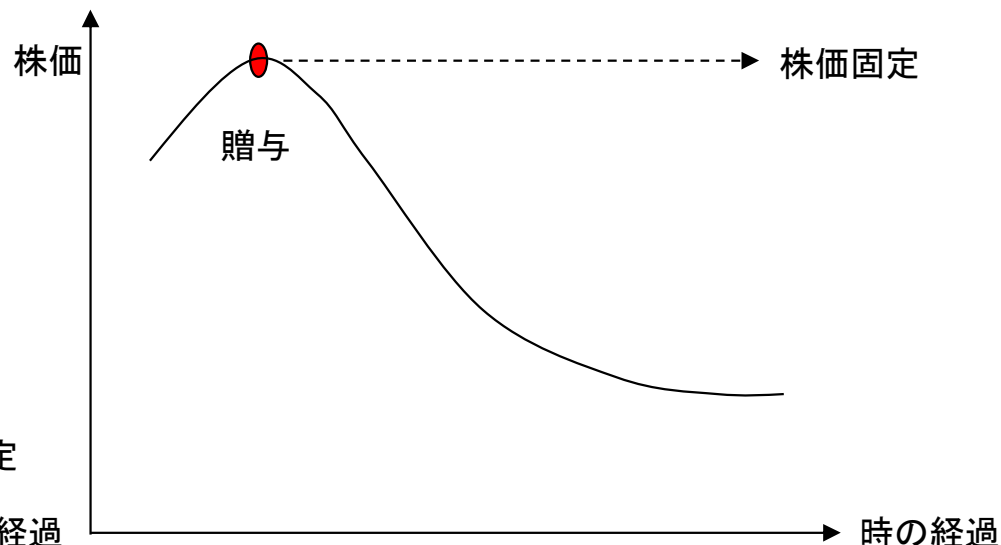
# 相続時精算課税制度の併用～リスクを低減して実行

- ① 贈与税の納税猶予の適用を受けた後、先代経営者が死亡した場合には、贈与税の猶予税額は免除されるが、相続税の課税へ移行します。
- ② 相続時においては、特例株式について贈与時の時価で相続税が課税されますが、相続税の納税猶予に切り替えれば、納税猶予が継続されます。
- ③ 将来、相続税が課される際の課税価格は相続時の時価ではなく、贈与時の時価であるため、相続税の納税猶予を適用しない場合については、できるだけ株価を下げて贈与税の納税猶予を実行した方が、相続税の課税は少なくなります。
- ④ 相続税の計算時に、自社株式の評価額が高い場合、他の者の相続税額にも影響を及ぼすため、贈与税の納税猶予制度の適用時に株価を下げて実行することが望ましいと考えられます。
- ⑤ 将来、納税猶予が取り消しになってしまった場合又はM&A等を実行した場合には、納税猶予額に利子税を合わせて納税しなければなりません。株価を下げて贈与税の納税猶予を実行することは、万一納税猶予が取り消しになった場合のリスクヘッジにもなります。また、相続時精算課税制度を併用することで、納税猶予が取り消しになった場合の税負担を軽減することができます。

【贈与税の納税猶予制度の効果的な適用イメージ】



【贈与税の納税猶予制度の失敗例のイメージ】



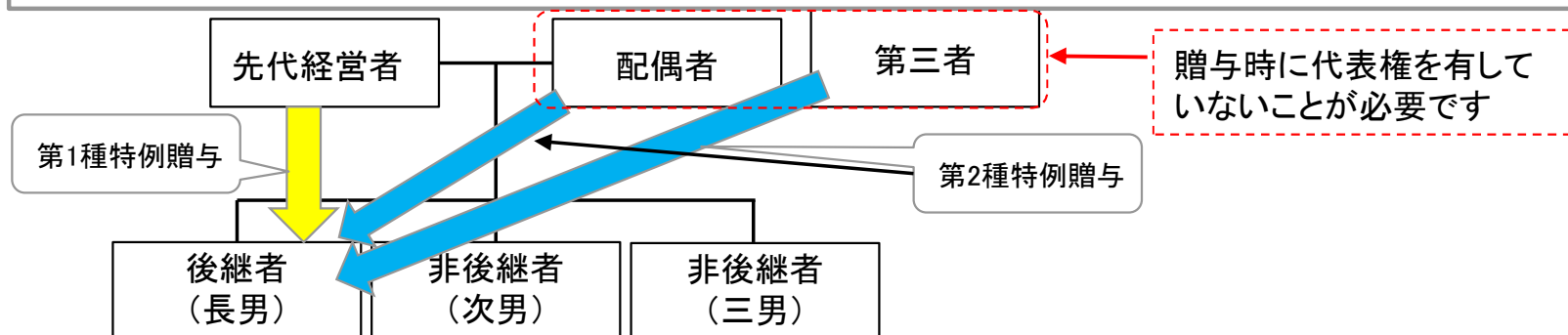
【実務上のポイント】

- ① 相続時精算課税制度の併用は、先代経営者が60歳以上、後継者が18歳以上でないと適用できないため注意が必要です。
- ② 後継者が親族外であっても、相続時精算課税制度を併用する特例があるため、親族外であっても利用を検討する必要があります。
- ③ 相続時精算課税の届出書及び一定の添付書類、特例株式等納税猶予税額の計算書等を添付して申告する必要があります。

# 追隨贈与・追隨相続の活用

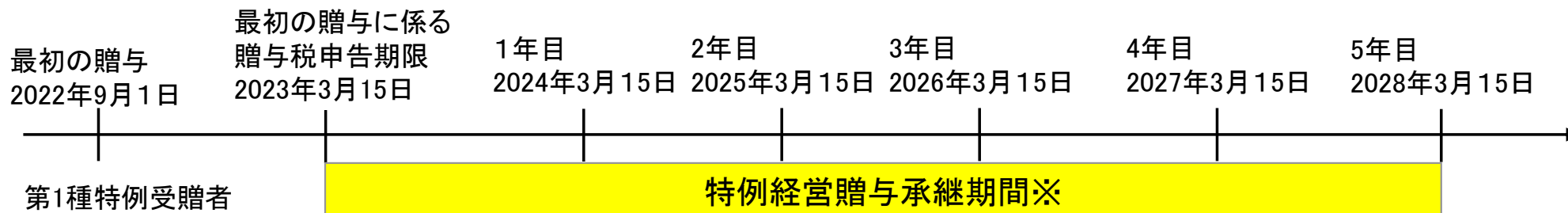
<追隨贈与とは>

- 先代経営者からの贈与や相続以後、一定の期間内に行われた先代経営者以外の株主からの贈与を「第2種特例贈与」といいます。



- 措法70条の7の5 一部抜粋(カッコ書きは省略)

特例認定贈与承継会社の非上場株式等を有していた個人として政令で定める者が特例経営承継受贈者に当該特例認定贈与承継会社の非上場株式の贈与(平成30年1月1日から令和9年12月31日までの間に最初のこの項の規定の適用に係る贈与及び当該贈与の日から特例経営贈与承継期間の末日までの間に贈与税の申告書の提出期限が到来するものに限る。)……



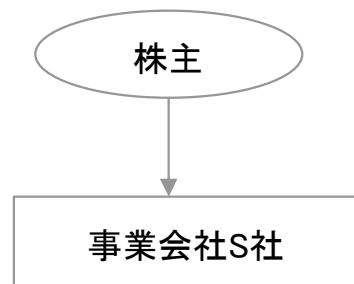
## 【実務上のポイント】

※最初のこの制度の適用に係る贈与税の申告期限の翌日から同日以後5年を経過する日までの期間

- ① 一般制度についても同様の改正がなされています。
- ② 最初の贈与者(最初の被相続人)は、先代経営者により実行される必要があります。(順番注意)
- ③ 最初の贈与で、後継者は筆頭株主要件や同族過半数支配要件を満たす必要があります。
- ④ 第2種特例贈与についても認定が必要となります。(様式第7の4)
- ⑤ 年次報告書・継続届出書については、贈与者と受贈者ごとに作成を行う必要があります。但し、年次報告書・継続届出書の基準日は、最初の相続税・贈与税の基準日と同じとなります。
- ⑥ 納税猶予制度に係る贈与は、各贈与者につき1回限り可能です。
- ⑦ 一括贈与要件については、贈与ごとに判定します。

# 追隨贈与・追隨相続を活用した場合の事例～

事例 S社の株主構成は以下の通りです。先代経営者Xは後継者Yに自社株式を承継したいと考えていますが、承継のタイミングで分散している株式を整理したいと思っています。どのようなアドバイスが考えられますか。



〈S社株主構成〉

株主	株数(議決権数)	所有する株式の評価額
先代経営者X(現代表取締役)	120株	3.6億円
後継者Y	15株	0.45億円
Xの妻	60株	1.8億円
Xの姉妹	75株	2.25億円
Xの従兄弟	30株	0.9億円
合計	300株	9億円

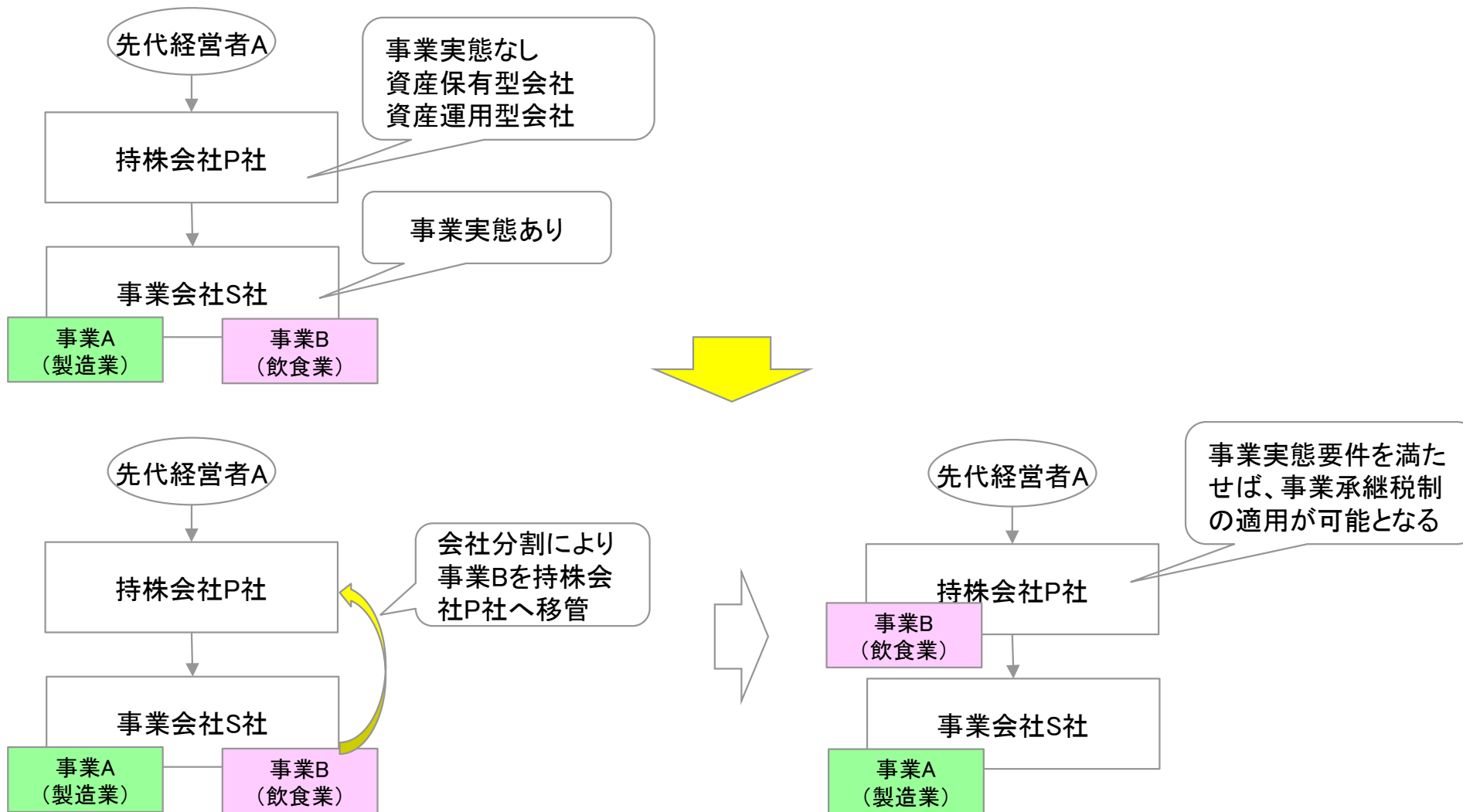
	現在	贈与①	①の後	贈与②	②の後
先代経営者X	120株	-120株※1	0株		0株
Xの妻	60株		60株	-60株※3	0株
後継者Y	15株	120株	135株※2	135株	270株
Xの姉妹	75株		75株	-75株※3	0株
Xの従兄弟	30株		30株		30株
計	300株	0株	300株	0株	300株

※1 一括贈与要件を満たすには、120株全てを贈与する必要があります。  
 ※2 後継者は、最初の贈与により筆頭株主要件を満たす必要があります。  
 ※3 一括贈与要件を満たす範囲で追隨贈与を実行することが可能です。  
 Xの妻の分(発行済株数300株×2/3-後継者保有株数135株)=65株>Xの妻保有60株  
 ∴60株全て  
 Xの姉妹分(発行済株数300株×2/3-後継者保有株数195株)=5株<Xの姉妹保有75株  
 ∴5株以上

追隨贈与を行う場合、贈与毎に一括贈与要件を満たす必要がありますので注意が必要です。  
 先代経営者以外の株主が多く、その株式の価値が高い場合、納税猶予制度を利用する効果は高まります。

# 既に持株会社を保有している場合～

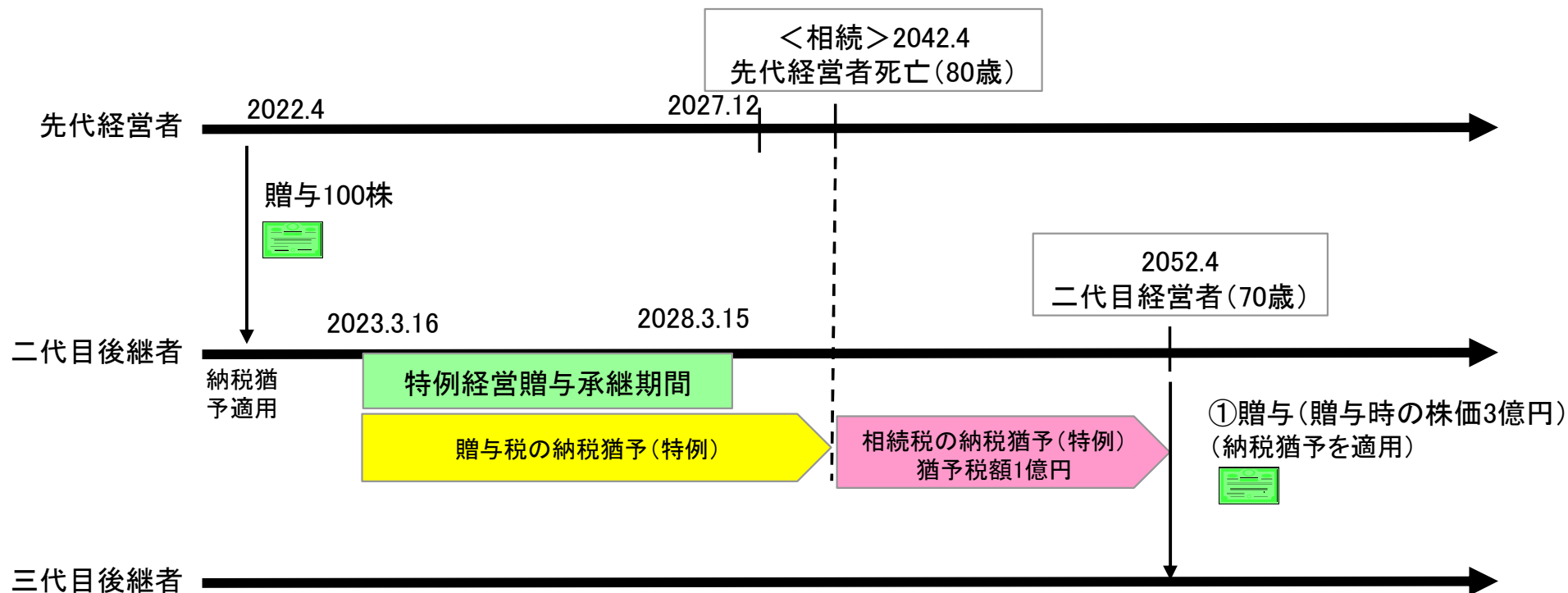
事例 事業会社S社は、過去に株価抑制を目的として持株会社P社を設立しています。持株会社P社には事業実態がなく、役員社宅を所有しているため形式上は資産保有型会社又は資産運用型会社に該当します。先代経営者Aから、納税猶予制度を利用して持株会社P社の株式を後継者に承継したいという相談を受けました。どのようなアドバイスが考えられますか？



- ① 持株会社P社と事業会社S社を合併するという案も考えられます。
- ② 新たに持株会社を設立して、その後、持株会社で事業承継税制の適用を受ける場合、3年間の役員就任要件があることから、最低でも3年の期間が必要となります。

# 三世代にわたる承継事例～

事例 S社を経営している先代経営者A(60歳)は、2022年4月に納税猶予特例制度を使って息子である二代目後継者(40歳)に発行済株数100株全て贈与を行いました。先代経営者Aは80歳で亡くなり、二代目後継者は贈与税の納税猶予から相続税の納税猶予へ切り替え、1億円の納税猶予を継続しています。二代目後継者も70歳となり、そろそろ代表者を退き、息子である三代目後継者に自社株式を承継したいと相談がありました。どのようなアドバイスが考えられますか？



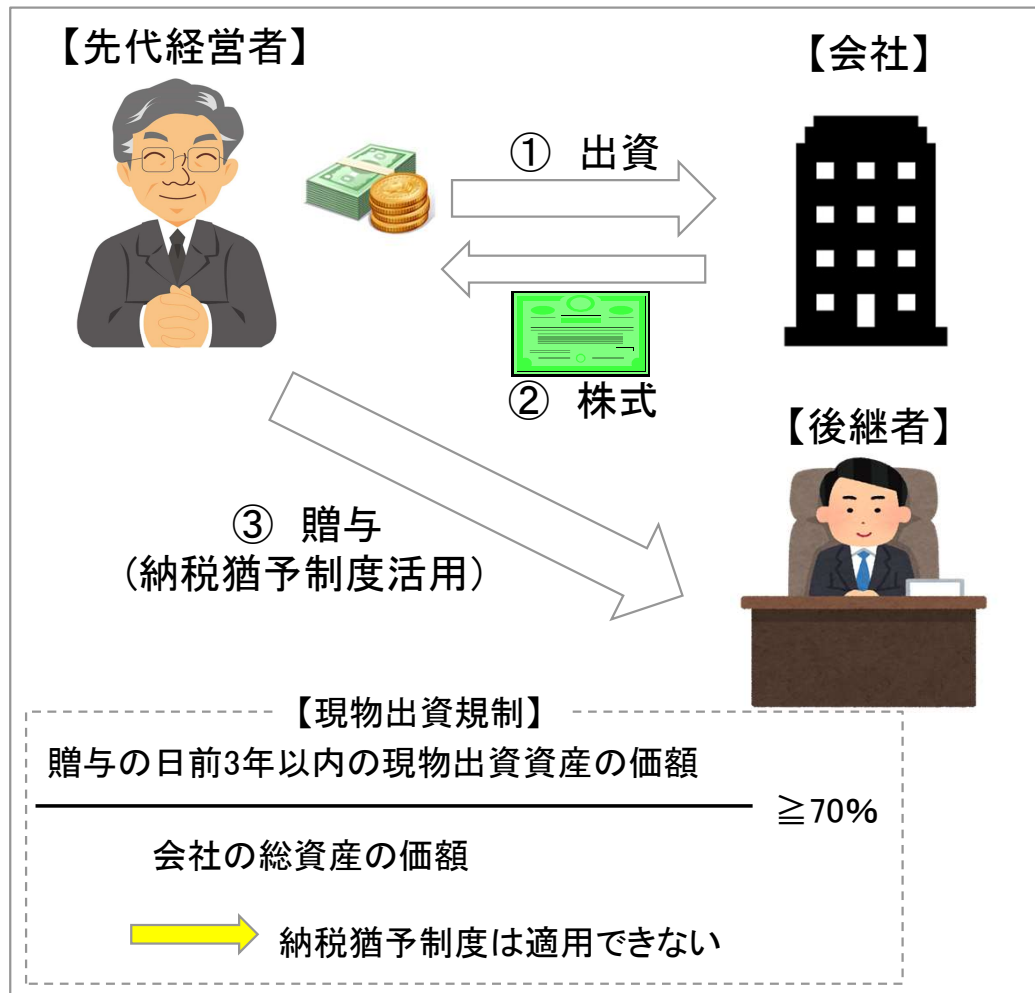
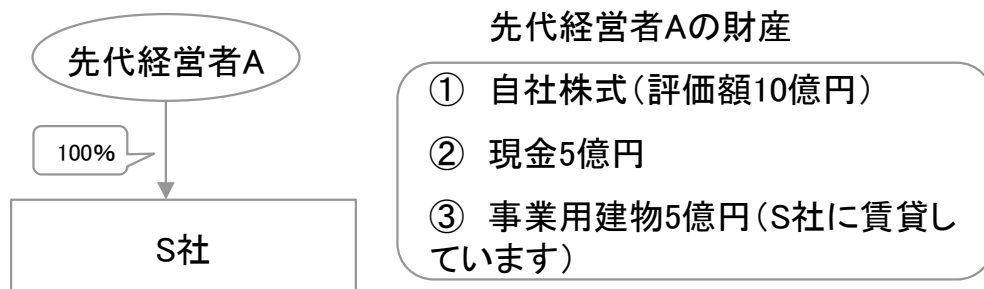
- ① 贈与税の納税猶予を使って100株贈与を行った場合  
二代目後継者の猶予されていた相続税1億円のうち、2/3は免除されますが、1/3の33株部分は期限確定となり納税負担が生じます。  
**(注意) 納税猶予制度以外の贈与は、猶予打ち切りとなる！**
- ② 三代目後継者への贈与税1.58億円のうち1.03億円は納税猶予(一般制度)されますが、0.55億円は納税が必要となります。



# 現物出資規制について

○ 事例 先代経営者Aは、S社を経営しており、Aの所有財産は以下の通りです。先代経営者Aの相続人は子2人(後継者候補B, 非後継者C)です。自社株式(評価額10億円)、現金5億円、事業用建物5億円(S社に賃貸しています)

先代経営者は現在70歳ですが、税理士に相続税の試算を依頼した結果、このまま相続が起これば、約9.3億円の相続税がかかることが判明しました。(納税猶予を適用した場合、うち4.6億円の納税猶予が可能) どのようなアドバイスが考えられますか？



## <同族会社等の行為計算の否認規定について>

事業承継税制では、相続税法第64条(同族会社等の行為又は計算の否認等)を準用しています。

「平成29年に会計検査院から提出された報告書では、事業承継税制について特に減資と資産保有型会社を利用した資産承継への利用について問題視されている。適用対象会社を調べたところ、資本金に額に対して多額の資本剰余金が計上されている事例が見受けられる。贈与承継会社153件及び承継会社237件のうち66件の会社が、形式上、資産保有型会社に該当するが、従業員が5人以上の事業実態要件を満たすことから、納税猶予制度を適用していた。」(報告書抜粋)

## 新大和税理士法人 税理士 平井一成 のご紹介

### 【代表社員】

平野 豊 (税理士) 元日本税理士会連合会 副会長  
福田 悦雄 (税理士) 税務調査の対応で有名で、全国各地から依頼を受けている。  
川崎 隆也 (税理士) 税理士法人名南経営出身

### 【職員数】

109名 (税理士 21名 (社員税理士: 12名、所属税理士: 9名))

### 【各拠点】

<本部> 金沢事務所 石川県金沢市鞍月 4-133 KCビル6階  
<加賀岡崎事務所> 石川県加賀市大聖寺南町二 9番地 3 サニー第2ビル2階  
<東京虎ノ門事務所> 東京都港区虎ノ門 1-12-1 虎ノ門第一法規ビル  
<東京町田事務所> 東京都町田市森野 1丁目 9番 18 プリマ・コスモ 5階  
<名古屋事務所> 愛知県名古屋市中区松原 3-2-8 テルウェル新松原ビル5階  
<津事務所> 三重県津市広明町 358 オオハシビル4階  
<福岡事務所> 福岡県福岡市博多区博多駅東 3丁目 10番 15号博多駅東アトルビル5階

### 【福岡事務所のご紹介】

社員税理士 平井 一成 (ひらい かずなり)  
最終学歴: 九州大学 大学院 経済学府卒業。  
税理士資格 (簿記、財務諸表論、法人税法、相続税法、消費税法)

愛知県にある税理士法人名南経営にて、上場、非上場企業に対する税務顧問を経験しました。その後、同社の企業再編部門にて組織再編コンサルティング業務、事業承継業務に従事しました。2012年から福岡の税理士法人に社員税理士として勤務し、企業組織再編、企業価値評価や事業承継対策のコンサルティング分野で数多くの実績を有しています。

令和3年1月、新大和税理士法人福岡事務所を開設し、一般法人の顧問業務、組織再編業務等を中心に業務を行っています。